

令和 3 年川西町議会
第 1 回定例会会議録

開会 令和 3 年 3 月 8 日

閉会 令和 3 年 3 月 19 日

令和 3 年川西町議会
第 1 回定例会会議録

(第 1 号)

令和 3 年 3 月 8 日

令和3年川西町議会第1回定例会会議録（開 会）

| | | |
|--------------------------------|--|-----------|
| 招集年月日 | 令和3年3月8日 | |
| 招集の場所 | 川西町役場議場 | |
| 開 会 | 令和3年3月8日 午前10時 宣告 | |
| 出席議員 | 2番 弓仲 利博 3番 福山 臣尾 4番 堀 格 5番 松村 定則 6番 安井 知子 7番 福西 広理 8番 伊藤 彰夫 9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和 11番 中嶋 正澄 12番 芝 和也 | |
| 欠席議員 | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 竹村 匡正 副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和 総務特別参事 江畑 幸男 子育て支援担当理事 奥 隆至 会計管理者 福本 誠治 総務課長 石田 知孝 総合政策課長 喜多 勲 税務課長 西川 直明 住民保険課長 大西 成弘 教委事務局長 吉岡 秀樹 事業課長 山口 尚亮 事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣 長寿介護課長補佐 栗林 美子 | |
| | 監査委員 西田 亜希子 | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 中川 辰也 モニター係 安井 洋次 | |
| 本日の会議に付した事件 | 別紙議事日程に同じ | |
| 会議録署名議員の氏名 | 議長は会議録署名議員に次の2人を指名した | |
| | 3番 福山 臣尾 議員 | 4番 堀 格 議員 |

川西町議会第1回定例会（議事日程）

令和3年3月8日（月）午前10時00分開会

| 日程 | 議案番号 | 件名 |
|-----|--------|----------------------------------|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | 報告第1号 | 諸報告 定期監査報告について |
| 第4 | 議案第3号 | 令和3年度川西町一般会計予算について |
| 第5 | 議案第4号 | 令和3年度川西町国民健康保険特別会計予算について |
| 第6 | 議案第5号 | 令和3年度川西町後期高齢者医療保険特別会計予算について |
| 第7 | 議案第6号 | 令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について |
| 第8 | 議案第7号 | 令和3年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について |
| 第9 | 議案第8号 | 令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 第10 | 議案第9号 | 令和3年度川西町水道事業会計予算について |
| 第11 | 議案第10号 | 令和3年度川西町下水道事業会計予算について |
| 第12 | 議案第11号 | 令和2年度川西町一般会計補正予算について |
| 第13 | 議案第12号 | 令和2年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 第14 | 議案第13号 | 令和2年度川西町後期高齢者医療保険特別会計補正予算について |
| 第15 | 議案第14号 | 令和2年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について |
| 第16 | 議案第15号 | 令和2年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について |
| 第17 | 議案第16号 | 令和2年度川西町水道事業会計補正予算について |
| 第18 | 議案第17号 | 令和2年度川西町下水道事業会計補正予算について |
| 第19 | 議案第18号 | 川西町被災者住宅再建支援条例の制定について |
| 第20 | 議案第19号 | 川西町道路附属物自動車駐車場に関する条例の制定について |

| 日程 | 議案番号 | 件名 |
|------|----------|--|
| 第 21 | 議案第 20 号 | 川西町道路附属物自転車駐車場に関する条例の制定について |
| 第 22 | 議案第 21 号 | 固定資産評価審査委員会条例及び職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について |
| 第 23 | 議案第 22 号 | 川西町附属機関設置条例の一部改正について |
| 第 24 | 議案第 23 号 | 川西町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 第 25 | 議案第 24 号 | 川西町特別会計条例の一部改正について |
| 第 26 | 議案第 25 号 | 川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第 27 | 議案第 26 号 | 川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正について |
| 第 28 | 議案第 27 号 | 川西町国民健康保険条例の一部改正について |
| 第 29 | 議案第 28 号 | 川西町介護保険条例の一部改正について |
| 第 30 | 議案第 29 号 | 川西町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第 31 | 議案第 30 号 | 川西町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第 32 | 議案第 31 号 | 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第 33 | 議案第 32 号 | 川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 第 34 | 議案第 33 号 | 川西町体育施設の指定管理者の指定について |
| 第 35 | 議案第 34 号 | 川西町道路線の認定について |
| 第 36 | 議案第 35 号 | 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について |
| 第 37 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 第 38 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |

(午前10時00分 開会)

議長(福西広理君) 皆様、おはようございます。

これより令和3年川西町議会第1回定例会を開会いたします。

なお、本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町議長(竹村正匡君) 議員の皆様、おはようございます。

本日ここに、令和3年川西町議会第1回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、まことにありがとうございます。また、平素より町政運営に関しまして格別の御理解、御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、昨年より猛威を振るっております新型コロナウイルスでございますが、いわゆる第3波としての流行も表面上収まりつつあるものの、医療体制がまだまだ厳しい状況にあることから、首都圏などの一部地域においては、今でも緊急事態宣言が適用されている状況下にあります。

本町においても、今年に入ってから新規感染者が発生していること、また、感染力が高いとされる変異型のウイルスが関西圏でも確認されていることなどから、引き続き警戒を続けていく必要があると考えております。なお、コロナ対策の切り札として期待されているワクチン接種が、いよいよ本町でも本格化いたします。供給量が不透明であることから、接種スケジュールがなかなか立てづらい面がありますが、町内医師会との協議、役場職員の協力、事前の模擬演習などにより、万全の体制を確保していく所存でございますので、議員各位の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

そのような中、本定例会を招集し、議会に提案いたしておりますのは、令和3年度一般会計、特別会計及び事業会計予算案8件、令和2年度一般会計、特別会計及び事業会計補正予算案7件、条例の制定及び一部改正など条例関係15件、指定管理者の指定や道路線の認定など、その他の案件5件の合計35件の案件でございます。

何とぞ慎重審議賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長(福西広理君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 福山臣尾議員及び4番 堀 格議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より19日までの12日間といたしたいと思っておりますが、御異

議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福西広理君) 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日より19日までの12日間と決定いたしました。

日程第3、諸報告に入ります。

報告第1号、令和2年12月から令和3年2月期までの例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、西田監査委員に報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員(西田亜希子君) 監査報告。令和2年12月から令和3年2月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

堀監査委員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、令和2年度の川西町一般会計及び特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、会計管理者並びに事業課長に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

令和3年3月8日

監査委員 西田 亜希子

議長(福西広理君) 以上で諸報告が終わりました。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

日程第4、議案第3号、令和3年度川西町一般会計予算についてより、日程第38、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付しております関係上、各位におかれましては熟読願っておりますので、この際、議案の朗読を省略したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福西広理君) 異議なしと認め、議案の朗読を省略します。

お諮りいたします。

日程第4、議案第3号、令和3年度川西町一般会計予算についてより、日程第36、議案第35号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についてまでの議案33件を一括上程したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福西広理君) 異議なしと認め、一括上程いたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町長(竹村正匡君) それでは、これより、令和3年度川西町一般会計当初予算案を初め、今議会に上程いたしました諸議案の提案要旨について御説明いたします。

まず、新年度における町政運営の基本方針と主な施策の概要を申し上げ、議員各位を初め、住民の皆様のご理解と御協力を賜りたいと存じます。

既に冒頭の挨拶でも触れましたとおり、我が国を初め世界的な新型コロナウイルス感染症の蔓延と、これによる社会経済への深刻な影響により、私たちはこれまでとは全く異なった生活様式、行動理念が求められ、川西町においてもそれに対応した行財政運営を迫られていることは、皆様御承知のとおりでございます。

しかしながら、こうしたコロナ禍にあっても、私は、町の基本理念やまちづくりの基本方針の根本が揺らぎ、ぶれることがあってはならないと考えておりますし、これまで推進してまいりました数々の施策を充実させ、成果として結実させることが重要と考え、新年度予算におきましても、そうした考え方の下、編成作業を進めたところでございます。

去る1月に発表された政府の「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によれば、緊急経済対策や総合経済対策及び3度にわたる補正予算によっても、令和2年度の実質国内総生産（GDP）はマイナス5.2%程度と見込まれているところですが、令和3年度においては、総合経済対策の円滑かつ着実な実施により、公的支出による経済の下支えを図りつつ、設備投資を初めとする民間需要を呼び込みながら、実質GDP成長率を4%程度と、年度中に経済の水準をコロナ前に回帰することを見込まれているところです。

そして、こうした中で公表された令和3年度地方財政計画は、総額89.8兆円で、対前年度マイナス1%となっておりますが、歳入のうち一般財源総額では63兆1,000億円、このうち交付団体ベースの一般財源では62兆円、対前年度比プラス0.4%と、地方税、地方譲与税が落ち込む中であって、地方交付税、臨時財政対策債を増額確保され、地方行財政の安定的な運営に加え、地域社会のデジタル化、防災・減災、国土強靱化など重要課題への取組のため必要な財源手当てがなされたところでございます。

このような背景のもと、令和3年度は、川西町にあっては町政運営の最上位計画、第3次総合計画の前期計画が最終年度を迎えることから、4つの基本方針である「人・企業にとって魅力あるまちづくり」「子どもや子育てをしている人にとってやさしいまちづくり」「安心して暮らせるまちづくり」「地域と共につくるまちづくり」を施策展開の基礎に据えつつ、これまで進めてきた「子育て世帯への支援の充実」や県が計画する「大和平野中央プロジェクト」との連携・推進、そして、新型コロナウイルス感染拡大防止や自治体におけるデジタルトランスフォーメーションの推進、脱炭素社会の実現に向けた環境対策への取組など、新たなまちづくりや行政課題への対応も踏まえながら予算編成を行ったところでございます。

その結果、令和3年度川西町一般会計の予算規模は、47億2,627万円6,000円、前年度から10億8,302万円、対前年度比18.6%の減となりました。なお、予算額の減少は、昨年度から本格稼働を始めた工業団地造成工事に係る土地開発公社負担金が皆減となったことや、土地開発公社貸付金の償還金を原資とした基金積立金が皆減となったこと等によるものであります。

主な歳入としては、町税がおよそ10億5,000万円で、前年度比5,100万円の減、地方交付税が12億6,000万円で前年度同額、国庫支出金は6億1,600万円で4,400万円の増、基金繰入金が6億600万円で3億2,600万円の減、町債が4億2,300万円で3億3,700万円の減等と見込んでいますが、町税、地方交付税のほか、臨時財政対策債など主要な一般財源の合計額は27億2,700万円と、前年度より微増しております。

次に、国民健康保険を初めとする5つの特別会計の予算額であります。

総額で21億7,049万円、前年度から2,439万2,000円、対前年度比1.1%の減となりました。

国民健康保険特別会計では、被保険者数が減少する中、高度医療や高齢化等による保険給付費や高額療養費の増加が見込まれ、予算額はおよそ8,700万円、8.9%の増となりました。

後期高齢者医療特別会計は、おおむね前年度並みで、予算額では微減となりました。

介護保険事業勘定特別会計では、予定していた認知症高齢者グループホーム整備計画が中止されたことにより、施設整備等に係る補助金や介護サービス給付費等の減により、予算額は1億1,700万円、11.3%の減となりました。

介護サービス事業勘定特別会計は、地域包括支援センター業務の町直営化に伴い、介護予防支援事業所の指定を受け、介護報酬を得て行う業務については経理を区分する必要があるため、新たに特別会計を設置したものですが、初年度の予算額を500万円と見込んでおります。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、貸付金元利収入の増に伴い、回収整理等に係る事務費等の増を見込んでいます。

次に、公営企業会計の水道事業会計予算ですが、業務予定量として、給水戸数3,580戸、年間総給水量が96万立米、建設改良費として配水管布設事業1,479万円を予定しており、水道事業収益2億3,766万6,000円、水道事業費用3億9,674万円を見込んでおります。

この事業費用の大幅な超過は、令和4年度からスタートする磯城郡広域水道企業団事業に伴う設立準備経費のほか、特別損失として、浄水場の跡地活用のため、浄水場施設除却費用及び固定資産の減価償却費などを計上したことによるものでございます。

また、資本的収入及び支出では、資本的収入で1億4,424万6,000円、資本的支出で8,738万円を見込んでいます。

次に、下水道事業会計予算ですが、業務予定量として、水洗化人口7,045人、年間総処理水量99万7,000立米を予定し、収益的収入及び支出では、下水道事業収益・費用とも2億4,819万2,000円を見込むとともに、資本的収入及び支出では、収入・支出とも7,964万9,000円を見込んでいるところでございます。

それでは、これより「令和3年度予算案の主要施策の概要」により、新規・重点事業について御説明いたします。

まず、2ページ、総務課予算であります。「1 庁舎等管理事業」におきまして、省エ

ネによるCO₂削減のため、庁舎内の照明のLED化の計画的推進を図ります。

「3 基幹システム共同化の推進及び情報システムの充実」では、住民基本台帳や税など本町の基幹システムを適切に稼働・運用するため、所要の保守や機器等の更新・整備を行うとともに、セキュリティ対策の充実を期してまいります。

3 ページ、総合政策課予算ですが、「2 企画事業」においては、本町の最上位計画に当たる第3次川西町総合計画 後期計画策定のため、町民の方々の意向調査を実施し、次期5カ年の取り組むべき施策の検討を進めます。

また、現在のコミュニティバスの運行を踏まえつつ、最適な公共交通の在り方について、川西町地域公共交通会議の議論に基づき、川西町地域公共交通計画を策定いたします。

さらに、地域コミュニティ活動の活性化とその支援のため、引き続き、住民が行うまちづくり事業や自治会活動の助成を行うとともに、活動拠点となる地域集会所の改修・修繕等に対する支援の拡充を図ります。

4 ページに移りまして、「4 新型コロナウイルス感染症対策関連事業」では、いまだ収まらぬコロナ禍にあって、消費喚起による地域経済の活性化及び生活支援・所得補填を目的として地域振興券の発行を行うとともに、町のコロナ対策事業の窓口となり協力・支援いただいている自治会に対し、事業協力金を交付いたします。

「5 商工業振興事業」では、新たに地域マーケット（マルシェ）の開催を企画し、地産地消の推進と、町民による起業機会の創出を図ります。

さて、大規模プロジェクトの一つ、「8 工業ゾーン形成事業」であります。昨年10月から唐院工業団地周辺地区整備工事が土地開発公社により進められ、現在、工事車両進入路を整備しながら調整池工事に着手しているところでございます。本年10月頃を予定として調整池を完成させ、その後、いよいよ団地造成に係る盛土工に着手する予定をしております。

「9 都市計画事業」では、県の進める大和平野中央プロジェクトに呼応・連携し、関連施設の誘致やその整備・協力を推進するため、地権者意向調査を実施いたします。土地の適正利用・有効活用を図り、誘致施設を核とした付加価値の創出を目指してまいります。

5 ページ、住民保険課予算ですが、「2 福祉医療対策の推進」では、障害のある方、ひとり親家庭、子どもの健康保持と増進を図るため、引き続き、町単による拡充分も含め、医療費助成を実施してまいります。

7 ページに移りまして、「7 環境衛生の推進」では、町民の皆さんとともにごみの減量化と環境負荷の軽減を推進するため、生ごみ処理機、堆肥化容器の購入助成制度の拡充を図ります。

8 ページ、健康福祉課予算では、「3 児童・母子福祉の推進」として、コロナ禍において影響を受けている子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育所児童等の副食費に対する助成措置を延長いたします。また、学童保育所の利用増に対応し、川西学童保育所の増築事業に着手いたします。

9ページに参りまして、「8 保健衛生事業の推進」では子育て世帯への支援として、妊産婦から乳幼児を抱える方々に対し、各種教室の開催や健康診査等を実施し、育児に関する様々な悩み等に対する専門的相談やサポートを行いながら、地域で子育てを支える体制整備、いわゆる川西町版ネウボラ事業を引き続き実施してまいります。

10ページ、長寿介護課予算ですが、「2 介護保険対策の推進」では、地域包括支援センターの町直営化を契機に、関係機関との連携強化やワンストップ対応、切れ目のない支援に向け、相談支援体制の充実を図ります。また、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの進化・推進に努めます。

11ページ、事業課予算でございます。「2 農業基盤の整備」であります。生産基盤である農業用施設の補修・整備として、東城樋水門及び杉ノ木井堰の改修を実施いたします。また、「3 稲作病虫害防除対策等作付支援事業」として、今年度、トビイロウンカの大量発生により稲作栽培で多大な被害を受けた農家の方々が営農意欲を失うことなく、引き続き担い手として農業に従事いただけるよう、必要な支援措置を行います。

12ページをお願いします。「7 森林環境保全事業」では、森林環境教育や木材利用の促進及び森林環境保全の普及・啓発の一環として、森林環境譲与税を活用し、乳幼児の木製指導用玩具の購入や木製製品の充実を行います。

13ページに移りまして、「9 空き家対策の推進」では、老朽化した空き家の除却や利用可能な空き家の活用支援を引き続き行うとともに、実態調査に基づいた空家等対策計画を策定して、利活用の促進に努めます。

「10 道路整備の推進」では、生活を支える最も基本的な社会基盤である道路の安全と円滑・快適な通行の確保のため、町内各所における舗装・補修の工事予算を増額確保するとともに、老朽化した橋梁、町道梅戸28号線1号橋の整備や町道結崎9号線の道路改良工事を行います。

14ページ、結崎駅周辺整備事業室予算でございます。「1 駅周辺整備事業」でございますが、交通結節機能の強化と、安全で円滑な交通環境の実現や交流・にぎわいの創出等を目指す本町の中核的プロジェクト、結崎駅周辺整備事業も、いよいよ駅前ロータリーやアクセス道路が完成し、新年度は駅前駐車場・駐輪場の供用を開始するとともに、引き続き西側駅前広場の整備を進め、さらに、近鉄結崎駅舎の移設や駅構内施設の改良に着手することとしております。また、駅南側踏切の拡幅工事に向けた用地買収や踏切道路工事に係る設計業務にも着手いたします。

一方、駅北側県道踏切拡幅に関連して、「2 東城地区整備事業」では、地区内の鉄道踏切廃止に伴う地区内生活道路及び農耕車両通行のための機能復旧事業や防災安全事業を行うこととしており、新年度は、用地買収を進めるとともに、バイパス道路の新設や道路拡幅工事を行うこととしております。

15ページ、教育委員会予算ですが、「1 学校教育の推進」では、豊かな人間性と創造力を備え、知・徳・体の調和の取れた子どもの育成を目標として、引き続き、放課後子ども学習会として、地域人材の参画・協働による学校・地域パートナーシップ事業を

推進、また、コロナ禍において影響を受けている子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小学校・幼稚園における学校給食費の一部を免除する支援措置を延長いたします。そして、川西小学校において、少人数指導や教科専科講師、外国語指導助手の配置、いじめ・不登校対策指導員による相談事業の実施など、きめ細かな教育に努めます。また、地域に親しみや誇り、愛着心を寛容するため、能楽体験事業を引き続き行います。

前倒しされたGIGAスクール構想の1人1台パソコンの配備完了に伴い、ヘルプデスクの設置やICT支援員の配置を行い、児童の積極的かつ適切な利活用を促すとともに、教員の指導体制の環境整備を図ってまいります。

16ページに参りまして、川西幼稚園においては、幼児の健やかな成長を図り、保護者の子育てを引き続き支援するため、預かり保育を実施するとともに、体育遊びや英語遊びの実施のための指導者確保の取組を行ってまいります。

「3 生涯学習等の推進」では、高齢者教室、子ども音楽講座、男女共同参画セミナーのほか、史跡ボランティアガイドやアートマネジメントスタッフの養成講座を開催する予定でございます。また、芸術文化の振興として、本町が能楽観世流の発祥の地であることから、今年度より新たに結崎能を開催・上演することとし、町内外に伝統文化を育んだ川西町と能文化の神髄を知っていただきたいと考えております。

最後に、17ページでございます。「6 社会体育の推進」ですが、昨年から延期されたオリンピック・パラリンピックの開催に当たり、関連事業としてホストタウン事業を計画、大会参加者、参加国関係者であるプエルトリコの方々との交流事業を予定しております。この事業を通じて、スポーツに対する関心の向上とスポーツを通じた交流、さらに異文化交流により、町民及び未来を担う子どもたちに対し、国際理解の推進や本町に対する愛着と誇りの醸成を図ってまいりたいと考えております。

以上が、議案第3号から議案第10号までの令和3年度予算及び主要施策の概要でございます。

続きまして、議案第11号から第17号までの令和2年度補正予算について御説明いたします。

まず、議案第11号の一般会計補正予算についてであります。歳入歳出予算では、歳入歳出それぞれから1億8,882万9,000円を減じ、総額を73億8,591万3,000円とすることとしています。

歳出においては、次年度以降への事業の繰り延べや執行残、人件費の不用額について減額補正する一方、歳入予算との均衡上、また令和3年度以降の事業費負担、財政負担に備えるため、減債基金及びまちづくり基金への積立てに係る増額補正を行います。

また、歳入に当たっては、減額する事業費の財源、国費、県費、基金繰入金、町債を減額補正する一方、普通交付税の予算超過額や減収補填債の発行増等に関する増額補正を行います。また、繰越明許費として、庁舎防災対策事業ほか5事業、限度額5億4,647万4,000円を設定し、令和3年度に繰り越して使用できるようにするとともに、地方債の補正では、発行限度額の総額を1億5,570万円減額し、7億1,788万4,000円としております。

次に、議案第12号、国民健康保険特別会計補正予算についてですが、歳入歳出それぞれに1万1,000円を加え、予算総額を10億3,266万1,000円とするものでございます。これは、特定健診受診者の減少と令和元年度の国費・県費負担金の過誤納返還金の増による補正でございます。

議案第13号の後期高齢者医療保険特別会計補正予算については、歳入歳出に65万6,000円を加え、予算総額を1億6,649万7,000円とするものでございます。これは、広域連合の保険料等負担金及び保険基盤安定負担金の増に伴う補正でございます。

議案第14号の介護保険事業勘定特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれから4,870万2,000円を減じ、予算総額を10億653万円とするものでございます。これは、予定していた認知症高齢者グループホーム整備計画が中止されたことに伴い、施設整備等に係る補助金が不執行となったことによる減額でございます。

議案第15号の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算についてであります。歳入歳出それぞれから2万1,000円を減じ、予算総額を940万5,000円とするものであります。県補助金の減額に伴い、事務費等の調整を行っております。

公営企業関係として、議案第16号の水道事業会計補正予算においては、収益的収入及び支出の予定額について、水道事業収益で営業外収益を148万8,000円増加し、予定額を2億2,144万5,000円に、水道事業費用で営業費用を32万8,000円、営業外費用を38万7,000円増加することとし、予定額を2億6万6,000円に補正することとしております。これは、貸倒引当金の戻入増並びに固定資産減価償却費及び確定消費税の増によるものでございます。

議案第17号の下水道事業会計補正予算においては、資本的収入及び支出の予定額について、資本的収入で企業債を7,600万円、負担金を55万2,000円、補助金を7,600万円増加し、資本的支出では、建設改良費を1億5,255万2,000円増加し、その予定額をそれぞれ2億4,575万7,000円に補正しております。これは、国の令和2年度防災安全交付金が補正予算で増額されたことにより、令和3年度事業としていたストックマネジメント計画に係る下水道人孔蓋改築工事を前倒し実施するべく補正するものでございます。

以上が、議案第11号から第17号までの令和2年度補正予算の説明でございます。

続きまして、条例関係の議案第18号から第32号及びその他案件の議案第33号から第35号について御説明いたします。

まず、条例関係でございます。

議案第18号、川西町被災者住宅再建支援条例の制定についてであります。これは、自然災害により生活の基盤となる住宅に被害が生じた被災者で、国等の救済制度の対象とならない者に対し、町独自で支援金を支給し、住宅の早期再建による生活の安定と被災地の速やかな復興を図るため、新たに制度化を図るものでございます。

次に、議案第19号の川西町道路附属物自動車駐車場に関する条例及び議案第20号の川西町道路附属物自転車駐車場に関する条例の制定についてですが、結崎駅前駐車

場・駐輪場の整備に伴い、この駐車料金及び運営方法等を道路法第24条の2第1項の規定により、条例で定めるものでございます。

議案第21号の固定資産評価審査委員会条例及び職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、行政手続の簡素化と住民の負担軽減及び利便性確保の見地から、行政書式や手続を見直し、町長部局における関係2条例の改正を行うものでございます。

議案第22号の川西町附属機関設置条例の一部改正ですが、町に設置する附属機関として新たに健康づくり推進協議会及び健康増進計画及び食育推進計画策定委員会を追加するとともに、現行の地域公共交通会議にあっては担当する事項を、高齢者虐待防止ネットワーク会議にあってはその名称を改正するものでございます。

次に、議案第23号の川西町国民健康保険税条例の一部改正は、地方税法及び同法施行令の改正並びに国民健康保険の県単一化に伴い、国民健康保険税の減額対象となる所得基準の見直しと減免要件の見直しを行うものでございます。

議案第24号の川西町特別会計条例の一部改正は、地域包括支援センターの町直営化に伴い、介護サービス事業の経理を一般会計と区分して行う必要が生じたことから、介護保険介護サービス事業勘定特別会計を追加設置するものでございます。

また、議案第25号の川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてですが、これは、学童保育所の指導員について、放課後児童支援員の基礎資格を有する研修受講予定者をみなし支援員とする経過措置を令和5年3月末まで延長するものでございます。

議案第26号の川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正については、学童保育所の利用に関する要望を受け、利用形態の見直しを行って、一部利用の区分を夏季・冬季・春季休業日に加え、学校給食を提供しない短縮授業日を含めることとし、当該保育料については据え置くとする改正でございます。

議案第27号の川西町国民健康保険条例の一部改正は、新型インフルエンザ等特別措置法の改正に伴い、新型コロナウイルスの定義規定を改めるものでございます。

議案第28号の川西町介護保険条例の一部改正ですが、第8期介護保険事業計画に基づき、保険料率の設定期間、第1号被保険者の段階ごとの保険料率、減額賦課に係る保険料率を変更するとともに、新型コロナウイルスの定義規定を改正するものでございます。

次の議案第29号、川西町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから、議案第32号の川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての4議案の条例改正についてであります。これは、厚生労働省令で定められた基準が改正されたことに伴い、町条例で規定するそれぞれの基準を改正するものでございまして、主な改正点は、高齢者の虐待防止、ハラスメント対策の強化、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組強化、会議等におけるICTの活用などを追加するものでございます。

条例関係については以上であります。

続きまして、その他の議案について御説明いたします。

まず、議案第33号の川西町体育施設の指定管理者の指定についてですが、川西町中央体育館ほか6施設の指定管理者をNPO川西スポーツクラブとすることについて議決を求めるものでございます。なお、指定期間は、令和3年4月から令和6年3月までの3年間としています。

次の議案第34号、川西町道路線の認定についてですが、路線名 結崎149号線、起終点が結崎639-2地先から639-9地先までとする新規路線の認定に関し、道路法第8条の規定により議決を求めるものでございます。

議案第35号の奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合の規約の変更についてですが、同組合の構成団体である葛城行政事務組合が解散することに伴い、構成団体の数の減少及び規約の変更について協議がございましたので、議決を求めるものでございます。

説明は以上であります。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重御審議の上、御賛同賜りますよう、心からお願い申し上げます。

議長（福西広理君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの各議案については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福西広理君） 異議なしと認め、総務建設経済委員会、厚生委員会に付託いたします。

なお、各委員会の開催は通告のとおりですので、お願い申し上げます。

お諮りいたします。

日程第37、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、日程第38、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についての2件を一括上程したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福西広理君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

当局の説明を求めます。

町長。

町議長（竹村匡正君） まず、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。任期満了に伴い、人権擁護委員候補者として、川西町大字結崎87番地の椿井勇司氏を再度推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

なお、任期は、令和3年7月から3年間となっております。

次の諮問第2号、こちらもまた、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。現人権擁護委員の池田安希子氏の後任として、新たに川西町大字下永618番地の堀田

啓子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでありまして、任期は、同じく令和3年7月から3年間でございます。

説明は以上でございます。

何とぞ御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（福西広理君） 説明が終わりました。

まず、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号につきましては、異議がないと答申したいと思いましたが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 異議なしと認めます。よって、異議がないと答申することに決定いたしました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第2号につきましても、異議がないと答申したいと思いましたが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 異議なしと認めます。よって、異議がないと答申することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日3月9日午前9時より、一般質問及び総括質疑のため会議を再開します。

また、本日各常任委員会に付託されました各議案は、3月19日の本会議において委員長報告を求めることにいたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午前10時50分 散会）

令和 3 年川西町議会
第 1 回定例会会議録

(第 2 号)

令和 3 年 3 月 9 日

令和3年川西町議会第1回定例会会議録（再開）

| | | |
|--------------------------------|--|-----------|
| 招集年月日 | 令和3年3月9日 | |
| 招集の場所 | 川西町役場議場 | |
| 開 会 | 令和3年3月9日 午前9時 宣告 | |
| 出席議員 | 2番 弓仲 利博 3番 福山 臣尾 4番 堀 格 5番 松村 定則 6番 安井 知子 7番 福西 広理 8番 伊藤 彰夫 9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和 11番 中嶋 正澄 12番 芝 和也 | |
| 欠席議員 | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 竹村 匡正 副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和 総務特別参事 江畑 幸男 子育て支援担当理事 奥 隆至 会計管理者 福本 誠治 総務課長 石田 知孝 総合政策課長 喜多 勲 税務課長 西川 直明 住民保険課長 大西 成弘 教委事務局長 吉岡 秀樹 事業課長 山口 尚亮 事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣 長寿介護課長補佐 栗林 美子 | |
| | 監査委員 出席なし | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 中川 辰也 モニター係 安井 洋次 | |
| 本日の会議に付した事件 | 別紙議事日程に同じ | |
| 会議録署名議員の氏名 | 議長は会議録署名議員に次の2人を指名した | |
| | 3番 福山 臣尾 議員 | 4番 堀 格 議員 |

川西町議会第1回定例会（議事日程）

令和3年3月9日（火）午前9時00分再開

| 日程 | 議案番号 | 件名 |
|----|------|------|
| 第1 | | 一般質問 |
| 第2 | | 総括質疑 |

(午前9時00分 再開)

議長(福西広理君) 皆様、おはようございます。

これより令和3年川西町議会第1回定例会を再開いたします。

本日におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により順次質問を許します。

6番 安井知子議員。

6番議員(安井知子君) おはようございます。議長の許可を得まして、一般質問させていただきます。

竹村町長の3期目への出馬の意思及び意気込みについて。

令和3年7月に川西町長選があります。現職の竹村町長にとりましては、2期目任期満了となります。川西町は、桧垣町長28年、上田町長20年と、約半世紀にわたり安定町政が続いていましたが、そろそろ若い力を必要としていた矢先、突如彗星のごとく40歳の若者が現れ、保守王国川西町を治めると、「俺の、私の川西町はどうなるのか」と、皆は期待と心配でいっぱいでした。ただただ若さと一橋大学卒業と銀行マンだったという経歴を頼りに、町民は町政をお任せした次第です。

まずは数字に強いという能力を発揮され、節約のため諸所の無駄を取り除くことから始まり、部下を知るために、取りこぼしなく全ての職員と個人面接をし、意思の疎通を図られました。

一方、町民サービスとして、町民のニーズに即対応できるよう、体制をピラミッド型からフラット型に変え、部長制の廃止、8課長制に変更されました。8課長にとってはきつい仕事になったかもしれないですが、見事スリム化し、成功したように思います。

次に、歳入増加のため、債権管理課を作り、滞納を減らすため、町民と話合いの下、解決に力を注がれました。水道料金も収納率を100%近くへ、給食費の公会計化、予算の組み立てにも無駄をなくし、基金も増えてきました。基盤が固まったところで、4つの活力プランを掲げ、町政を進めてこられ、今も進行中です。

中でも、こども園の誘致を初め、ネウボラ事業など子育て支援を充実し、加えて、特別養護老人ホームの誘致を初め、グループホームの誘致も予定されています。その上、経常収支比率も奈良県下一番となり、そこで得た余剰金をコロナ対策に使うことができました。

また、駅前周辺整備、工業ゾーン創生と2つの大きな事業に着手され、どんどん工事は進んでいます。何としても竹村町長の手で成功させ、人口の増加及び活性化、税金の増収になるよう見届けていただきたい。また、荒井知事が発表された大和平野中央プロジェクトの推進についても覚書を交わされましたが、内容の確定がまだです。荒井知事との関係を8年間良好なものに温めてこられました成果を見せていただきたい。二度の

選挙のない登板は、町政に対する思いをアピールする機会が少なく、さぞ心もとなく、御心痛も多かったことでしょう。今が正念場。8年間地盤を固め、これからが竹村町長を筆頭に職員・町民が力を合わせ、花を咲かせ、実を収穫するのです。

川西町民は大きな期待をかけています。どのような意気込みで7月の町長選に臨まれますか。お答えください。

議 長（福西広理君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 安井議員の御質問にお答えするに際し、まずは、御質問の中で、私に成り代わり、施策・成果について種々御説明いただきましたこと、感謝申し上げます。

私からも、改めてこれまでの取り組みについて申し上げたいと思います。

平成25年8月に川西町長に就任し、町政を担ってから、早いもので8年になろうとしています。振り返りますと、町民皆様の御理解と御協力のおかげで、様々な分野で多くの事業を成し遂げることができました。心より感謝申し上げます。

直近では、新型コロナウイルスという新たな困難に対し、町民の皆様の不安を少しでも和らげるため、最優先で対処すべき事案として各種対策に当たっているところであります。

ここで少し、私が町長を務めさせてもらおうと決意した原点について触れたいと思います。

本日は3月9日。あと2日で東日本大震災より10年が経過いたします。私は、かつて、福島県いわき市にて銀行員として勤務していた時期がありました。福島原発の近くの太平洋に面する都市でございます。当地では毎日海岸沿いに営業活動に励んでおりましたが、ちょうど震災1年前に都内に戻ることとなりました。ですので、震災が起きたときには大変心を痛めました。福島にいれば津波に巻き込まれたかもしれない。当時親しくしていた取引先の皆さんや会社同僚たちが、言葉にできない苦労をしながら生活している。その後、報道などで被災地の皆さんが震災復興に向けて立ち上がる姿を何度も目にいたしました。そして、私もふるさと川西で何かお役に立つことはないだろうかとの思いが募り、町長選に出馬、今日に至った次第でございます。

就任後は、初心を忘れることなく、川西町民の皆様の幸福と町の発展のため、住民第一・住民目線を基本に、いろいろと悩みながらも愚直に努めてまいりました。特に、桧垣、上田両町長が先頭に立ち、諸先輩方が協力し作り上げてきた、この川西のすばらしさを途切れさせることなくしっかりと次世代へ継承しなければならないとの思いで、4つの活力プランを掲げ、諸政策に取り組んできた次第でございます。

それでは、ここで、4つの活力プランに沿って、2期8年間で取り組んだ具体的な施策について御説明いたします。

「人・企業にとって魅力あるまちづくり」でございます。

2大プロジェクトである結崎駅周辺整備と工業ゾーン創出による企業誘致ですが、結崎駅については、今年度、バスロータリーが完成し、来年度は西側広場の整備と新駅舎の建築を予定するなど、順調に進んでおります。工業ゾーンについても、地権者からの

土地の購入は完了、令和4年秋の企業への分譲を前に造成工事が始まるなど、こちらも順調に進んでおります。

町内全ての公園遊具の改修、街路灯のLED化、島の山古墳防護柵の改修、橋梁の長寿命化を実施するとともに、油掛地蔵など地域で大切に守り続けている文化財などに対する補助事業である地域文化保存・継承支援事業の創設、小学校新入生に対する貝ボタンつき制服の支給、町のブランドづくりとして「いい町、ちかい町」のPRなど、川西町の魅力を高める事業を実施、住民の転入に寄与していると感じております。

「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」でございます。

川西町版ネウボラとして、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目なく一貫して支援する体制を構築するとともに、幼稚園での預かり保育の実施、小学校における学童保育については、定員を約3倍程度に拡大するなど、子育て環境、特に仕事と家庭を両立できるような環境整備に努めてまいりました。また、保護者ニーズの高かった認定こども園の誘致、通院医療費助成の中学卒業までへの拡大と現物給付化、インフルエンザを初めとした各種任意予防接種費用の補助制度、病児・病後児保育事業も実現いたしました。

教育分野においては、幼・小・中学校全ての教室にエアコンを整備、ICT教育推進に向け、電子黒板と児童生徒1人1台のタブレット配備を実現いたしました。さらには、幼稚園においては、複数担任によるクラス運営や外部講師による体育指導・英語指導、小学校においては、副担任制導入やスクールカウンセラー、ICTサポーターを設置するなど、子どもたち個々の特性に応じたきめ細かい教育を進めております。

「安心して暮らせるまちづくり」でございます。

全自治会で防災組織が設立されたことを受け、防災士育成補助・活動補助制度を創設するとともに、役場と協働での防災訓練を実施することで地域防災力の強化を図り、災害に強いまちづくりに努めてまいりました。特に水害への備えとして、県への継続した陳情の結果、河川の土砂・雑木の除去も実現いたしました。そのほか、デジタル防災行政無線を整備することで、スマホの活用など、今まで以上に情報伝達手段も進化させました。

高齢者の皆様、諸先輩方が安心して暮らせるようにも取り組んでまいりました。特別養護老人ホームを町内に誘致いたしました。介護認定者へのごみ出し支援（ふれあい収集事業）や、地域サロン活動団体への補助のほか、高齢者見守りネットワークとしての日々の見守り体制の構築、コミュニティバスの運行などがございます。また、危険空き家の除却や利活用などの空き家対策の事業、犯罪被害者支援制度にも取り組んでおります。

「住民参加で開かれたまちづくり」でございます。

広報誌、ホームページの充実化やフェイスブック、インスタグラムの開始による幅広い手段での情報発信を行うとともに、意見箱の設置やタウンミーティングの開催により住民意見の集約にも努めました。また、各種計画への住民参加型会議の開催や出前講座の実施、まちづくり補助金制度の創設などにより、町民の皆様にもまちづくりに対する意識を高める仕組みの構築にも努めました。

そのほかにも、行財政改革として、組織の見直しや職員数の削減、電力入札や経費の絞り込み、滞納税の徴収強化などの結果、経常収支比率は県下でもトップクラスとなり、町の借入金の返済や貯金の積み上げがより一層進むこととなりました。

観光、水道、ごみ処理共同化、コミバスの相互乗り入れなどの近隣市町村との連携強化、まちづくり包括協定や企業誘致包括協定といった県との連携強化も進んでおります。

以上、2期8年間で様々なことが実現できてきたと感じております。

さて、ここで、御質問の3期目への出馬の意思及び意気込みについてお答えさせていただきます。

先ほど、これまでの実績について説明いたしました。しかしながら、2大プロジェクトである結崎駅周辺整備事業、工業ゾーン拡張による企業誘致事業については、現在順調に進んでいるものの、完成までもう少しだけ時間がかかる見込みでございます。両事業とも巨額の予算を活用した事業であるがゆえに、最後まで見届ける責任があると考えております。また、国家的事業となるコロナワクチン接種が本町でも間もなく始まり、この事業を滞りなく遂行することが私の役割だと考えております。

さらには、知事との良好な関係構築の結果提案を受けました大和平野中央プロジェクト、磯城郡地域でスポーツや健康、教育に関する施設を造り、新たなまちづくりを想像していくというプロジェクトでございますが、川西町のためにもしっかりと道筋をつけていきたいと考えております。

以上のことから、引き続き町政を担わせていただきたいとの思いより、次期町長選への出馬をここに表明いたします。

今後につきましては、今申し上げましたことのほか、高い評価を受けている子育て施策の一層の推進、町民の利便性向上に向けた行政のデジタル化の推進、パラリンピックホストタウン事業を通じた共生社会の実現、道路・橋梁の補修など美しい空間づくりにも着手してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（福西広理君） 安井議員。

6番議員（安井知子君） 約2,800日、竹村町長が川西町のために汗をかき、私の質問、町長の答弁にもあったいろいろな施策、いや、それ以上のことを行ってこられました。今ここで御破算にするわけにはいきません。田原本町や三宅町に後れをとらないよう、今が大切です。

大和平野中央プロジェクトの推進は待ったなしです。川西町の分断を止め、町の結束に力を注ぎ、川西町を今までにない町にしていきたい。町民も皆、竹村町長の後押しをします。期待に応えてください。

終わります。

議長（福西広理君） 続きまして、8番 伊藤彰夫議員。

8番議員（伊藤彰夫君） 伊藤です。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

さきに通告してありますように、「水道庁舎の跡地に防災基地を」についてお伺いいたします。

本町の水道水が県水100%に切り替わったのは、平成29年6月頃でした。約4年経過した今、磯城郡3町において水道事業の経営統合が進められています。町職員も3年前に水道庁舎から本庁舎に移り、水道庁舎は空き家の状態で置かれています。町内において空き家対策が進められていますが、水道庁舎は今後検討するとのことでした。令和3年度の水道事業の予算案を見ますと、旧浄水場施設の解体工事を実施し、跡地活用検討に取り組むとして、浄水場解体工事1億2,100万円が計上されています。

まず、予算計上の経緯と解体工事の内容についてお伺いします。

次に、周辺状況を見ますと、大和中央道の延伸事業が始まっており、近い将来、水道庁舎の前を新しい幹線道路が通ります。また、県道天理王寺線にも接しています。このように地理的条件のよい場所を有効活用すべきだと考えます。面積は、水道庁舎跡地が約0.6ヘクタール、隣のテニスコートと防災倉庫を合わせると、約1ヘクタールになります。

そこで、まず考えられるのは、結崎工業団地に隣接しているので、工業団地を拡張して企業を誘致する案です。これは、土地売却費と将来の税収が期待できます。しかし、町民はあまり恩恵を被りません。

次の案としては、この場所を新たな防災基地にすることが考えられます。洪水ハザードマップでは、川西町全体が浸水区域になっています。町全体が水没すれば、役場機能も住民生活も麻痺してしまいます。浸水対策として、この約1ヘクタールの区域をスーパー堤防にします。スーパー堤防というのは、堤防と同じ地盤高に盛土をして、広い台地を形成した区域のことで、堤防決壊を防ぎます。大阪の淀川や大和川で実施されており、その台地にマンションや住宅が建ち並び、町が形成されています。

本町では、この台地に防災基地兼用のコミュニティセンターを造り、普段は子ども・子育てセンターや高齢者憩いの家など、町民が集う場とします。万が一洪水が発生すれば、町内全体が水没してしまいますが、この台地だけは水没しません。防災基地として、備蓄倉庫や避難所、役場の第2庁舎として使えば、町民を守り、減災につなげることができると考えています。河川管理者に代わって、町でも安心安全のまちづくりとしてこの台地を造ることが実施可能です。

と、夢のようなことを言いましたが、町長は、この空き家となった水道庁舎の解体した後、町民のためにどのように有効利用しようとお考えなのか、お尋ねします。

議 長（福西広理君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 伊藤議員の「水道庁舎の跡地に防災基地を」についてお答えいたします。

議員お述べのとおり、本町においては平成29年6月、配水池や配水ポンプ施設の更新費用、点検・修繕費及びポンプ動力費等の維持管理費の削減等を図るため、県営水道直結配水による県水100%に転換いたしました。さらに、人口の減少などによる水需要の減少、老朽化施設の更新や耐震化対応による投資費用の増大、熟練職員の退職による技術力の低下や人材不足が大きな課題となる中、磯城郡3町において、投資費用の削減や事業運営の効率化により水道料金の上昇幅抑制を図りつつ、安定した水道事業経営

を持続するため、令和4年4月の磯城郡経営統合に向けた企業団設立に取り組んでいるところでございます。

さて、議員御質問の1つ目、稼働していない浄水場の解体工事に関する令和3年度予算への計上の経緯であります。

2点ございまして、1点目は、さきに述べましたとおり、令和4年度より仮称磯城郡水道企業団に経営統合されますが、磯城郡における水道事業広域化に係る基本協定の第6条、水道事業の資産等の引継ぎに、「水道事業の用に供していない磯城郡3町の水道事業に係る資産は、統合までに各町において整理するよう努めるものとする」と明記されていること、2点目は、令和7年度をめどに、県域水道一体化の取組があり、県域一体化により事業統合された場合は、事業全般の権限が当該事業主体に移行するため、統合後には現在の浄水場に関して本町の意向を反映できない可能性がございます。なお、県域一体化に関しては、先般1月25日に県域一体化に関する覚書を締結し、事業統合に向け、スタートラインに立ったばかりで、現時点で統合後の方針が不透明であります。総合的に検討した結果、解体時期の決定や跡地活用について本町の意向を反映させるには、令和3年度に解体工事を実施することが望ましいとの判断に至り、予算措置を行った次第でございます。

解体工事の内容でございますが、本町水道施設である沈殿池、配水池、庁舎建物等町が保有する施設を令和3年度に、県営水道が保有する構築物等を令和4年度に解体していただくよう調整しております。

2つ目の御質問、水道庁舎の解体後の有効利用についてでございますが、議員お述べの、まず土地を売却し、企業を誘致する案ですが、当該地の一部に奈良県流域下水道管及び県営水道管の埋設物がございます。どちらの埋設物につきましても奈良県の重要管で、移設には多額の費用と関係市町村との調整が必要となるなど、移設が困難であるとの判断であり、埋設物があるため構築物の設置ができないなどから、企業誘致は困難であると思われまます。

次にお述べの防災基地についてですが、スーパー堤防などの高い台地として、新たな防災基地として利用するという御提案でございますが、こちらも先ほど申し上げたことと同様、この跡地には奈良県の重要な管などが埋設されていることから、盛土による土圧や構造物の設置などについては多くの制約も想定され、また、膨大な費用も見込まれることから、水道庁舎跡地を利用した新たな防災基地につきましても難しいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

一方、大和中央道延伸事業及び県道天理王寺線に接する当該地は、地理的条件もよく、強固な構築物の建設以外であれば、様々な活用に適した場所と思われまますので、売却以外、例えば工業団地従業員の駐車場などとしての賃貸活用など、幅広い観点から町有資産の活用について検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（福西広理君） 伊藤議員。

8番議員（伊藤彰夫君） いろいろと構造物の制約があつて、すぐには利用できないという

こと、また、当面は、一つの案として駐車場の利用ということもお聞きしました。

事情はよく分かりましたけども、せっかくの広い土地ですので、今後有効に使えるように検討を進めていっていただきたいと思います。

以上です。

議長（福西広理君）　　続きまして、2番 弓仲利博議員。

2番議員（弓仲利博君）　　2番 弓仲です。よろしくお願いいたします。

交通弱者の救済方法について。

運転免許の自主返納は、2019年に全国で約60万人、対前年比で4割も増えています。内訳は、70歳以上が85%を占め、高齢者の移動問題は全国で切実さが増えています。日本経済新聞に今年1月に掲載された、福島県大熊町（人口1万1,000人余り）が、東日本大震災で全域避難から10年がたち、現在285人が帰還し、生活しています。車の免許証を持たない人の買物や通院の問題を解決しなければ、原発事故で離散したコミュニティに帰還者を増やし再構築することが不可能なので、必要に迫られ、全国に先駆けてあらゆる施策が講じられています。自家用車での無償輸送には道路交通法上の許可や登録が必要ない。町が費用を拠出し、業者へ委託する。タクシーの配車支援を手がける民間会社が運行システムを提供する。自動車保険に町が加入し、事故の際には優先して適用される移動支援保険も完成。運転手は住民から募り、インセンティブとして地元商店で使えるクーポンやポイントを付与するなどです。

我が川西町では、現在運行中の町内循環バス・こすもす号、コロナ対策で乗車料金を10月から無料にしたにもかかわらず、この5カ月間の利用者数はほぼ変わらずで、特定の少数の人しか利用されていないことが実証されました。国からの補助金もいつまで続くか分からず、2台のバスの整備点検、買い替え時期も迫っていることから、早めの次の展開への移行準備が必要と考えられます。

地域の住民を担い手とする移動支援の活用機運は、全国的に高まっています。地元タクシー会社や民間企業に運行管理を委託して、住民のマイカーで高齢者の買物や通院の移動を助ける。当初は無料で始め、軌道に乗ってくれば、自家用有償旅客運送を活用すれば、有料化も可能となります。富山県朝日町は、昨年から実施し、年間運行コストは約500万円といいます。

高齢化社会で今後ますます増える、体が悪くてバス停まで行けない交通弱者に自宅玄関先から目的地の玄関先までの移動、いわゆるDOOR TO DOOR構想の早期実現を期待します。いかがでしょうか。

続きまして、2番、大和平野中央プロジェクト構想のその後について、詳細をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

議長（福西広理君）　　竹村町長。

町長（竹村匡正君）　　弓仲議員の御質問にお答えいたします。

最初に、交通弱者の救済方法についてであります。

本町では、かつて運行していたJR法隆寺駅と近鉄結崎駅を結ぶ民間バスの廃止に伴

い、町内の交通空白地の解消と住民の日常生活の移動手段の確保を目的に、平成26年度からコミュニティバス・こすもす号を運行してまいりました。運行開始の目的から鑑みますと、これまで一定の成果が得られてきたと認識しておりますが、一方で、コミュニティバスの利用者数は、運行当初と比較して年々減少傾向にあります。令和2年度に実施した65歳以上の日常生活の移動に関するアンケート調査によりますと、コミュニティバスを利用しない主な理由が、「ほかに移動手段がある」が最も多く、次に「運行本数が少ない」、「バス停までの距離が遠い」という結果になっております。これから読み取れるのが、本町の高齢者の多くが自家用車による移動に依存していること、そして、自家用車という好きな時間に好きなところへ行ける移動が習慣となっている地域社会で、バスという移動手段が町民ニーズになじみにくいのではないかと考えております。

一方で、バスは、不特定多数の人が気軽に利用できる、移動のセーフティネットとしての存在意義もございます。

こうしたアンケート調査結果や分析を踏まえつつも、本町に最適な公共交通の在り方については、さらなる検討が必要でございます。それは、議員御指摘のとおり、不特定多数へのセーフティネットという公共交通の視点だけでなく、交通弱者の移動の個別支援という視点でございます。今回お示しいただいた、地域住民を担い手とする移動支援は、本町にとって非常に参考となる先進事例でございます。令和3年度予算には、公共交通施策という枠組みに議員仰せの交通弱者への個別の移動支援との連携も含め、本町にとって最適な公共交通施策の在り方をまとめる川西町地域公共交通計画の策定費を計上させていただいております。

この計画の策定時において、お示しいただいた事例も参考にしつつ、町民ニーズに沿った公共交通を検討してまいりたいと考えております。

引き続き、議員の皆様方の御指導、御助言を賜りたいと考えているところでございます。

続きまして、大和平野中央プロジェクトの進捗についてですが、現在、県からは、「健康増進」「スタートアップ」「食と農」の3つのまちづくりのテーマが示され、磯城郡のどの地区でどのようなテーマを実施するかを協議を進めているところでございます。まちづくりのテーマが決まれば、中核となる施設の整備に取り組むこととなります。健康増進ではスポーツ施設の整備を、スタートアップのまちづくりでは県立大学新学部の整備を、食と農のまちづくりでは特定農業振興ゾーンの活用が進められます。今後、7月には、まちづくりのテーマと候補地が選定されると聞いており、テーマや候補地の絞り込みについては、立地状況や周辺施設との親和性などから、より効果が発揮できるものに絞られるようでございます。

本町といたしましても、住民生活にとってよりよい効果が得られるまちづくりを進めていきたいと考えております。奈良県との協議状況につきましては、前回に申しましたとおり、議員の皆様にはその都度御説明を行い、また御意見を頂戴しながら進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長（福西広理君） 弓仲議員。

2 番議員（弓仲利博君） 1 番の交通弱者の問題ですけれども、高齢化社会でますます老人が増えて、ニーズが増えてくるということですので、いきなり移行する、コミュニティバスを中止して新しい施策をやるということはなかなか難しいですので、徐々に移行していくということが大事になると思いますので、ゴールを設定して、何年何月には移行をスタートしていくということを目標設定して、そして逆算していつタイムスケジュールを決めて、審査会などを設置して協議していくということが大事になってくるんじゃないかと思っておりますので、そここのところ、よろしく願いいたします。

それから、2 番の大和平野中央プロジェクト構想ですけれども、今後の川西町の将来にかなり影響する重要な案件の一つであるわけですので、心して、これもだめだった、これもだめだったということのないように。そして、ただいま町長がおっしゃいました 3 つの案件がありますけれども、国体施設というのは、箱物を造っても、後、活性化せずに大変な状況になりますので、1 番ないし 2 番のどちらかが取れるように最善を尽くしていただきたいと思っておりますが、もう一度御意見をお願いいたします。

ありがとうございました。

議 長（福西広理君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） まず、1 つ目の交通弱者の救済方法ということで、今、議員からもお話がございました 3 点、徐々に移行していくことが必要である、また、移行スケジュールを明確にする、また、審査会などに諮りながらしっかり検討するということにつきましては、我々もしっかりそのように対応してまいりたいと思っております。

大和平野中央プロジェクトにつきましては、先般も御質問の中でいただきました、3 つありますけれども、必ず 1 つは取ってまいるようにというお話でございます。

現在でも、トップ同士といたしますか、私、町長と知事との直接会談、また事務方同士の調整を進めておるところでございます。こちらについてもしっかりと川西町の状況を説明して、この大和平野中央プロジェクトに参画してまいりたいと思っておりますので、詳細につきましては、その都度議員の皆様方にはお伝えしていきたいと思っております。どうぞ御理解、御協力、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議 長（福西広理君） 弓仲議員。

2 番議員（弓仲利博君） 県の発表では、今年の 8 月にある程度の決定をする意向であるということ聞いております。8 月というのはもう間もなくでございますので、川西町として、竹村町長が求めている結果が得られるように進めていただきたいなと思っております。

これをもちまして、私の質問を終わります。

議 長（福西広理君） 4 番 堀 格議員。

4 番議員（堀 格君） 堀でございます。よろしくお願い申し上げます。

質問の内容は、地域交通についてであります。ただいまの同僚の弓仲議員と同じ質問になりますが、非常に大きな問題でありますので、私からも重ねて質問させていただき

ます。

川西町の地域交通としては、ただいま町長からの説明もありましたように、現在、川西こすもす号というのが運行されていて、一定の効果を発揮してはおりますけれども、利用者が非常に少ないというのは、今の議論でありましたとおりであります。

しかしながら、利用者が少ないとはいうものの、町内におきましては、このコミュニティバスの運行を希望する声があるのも事実であります。特に医療機関へのアクセスの要望は非常に強いものがあります。

遡って、定住自立圏構想がスタートしたとき、いち早く天理市のコミバスと川西町のコミバスとを連携させることによりまして、天理市の病院につながるということを提案したのでありますが、また非常に大きな期待を持ったのでありますか、残念ながら実現に至っておりません。これは非常に残念なことであります。また、自治体病院である国保中央病院は、設立に参画しているものの、直接の交通手段は確保されておりません。

こすもす号を始めた際は、先ほどの説明もありましたように、基本的には公共交通の空白地域の交通手段を確保するというのが主な観点であったように思いますが、地域交通にありましては、もちろんその観点も重要であります、いわゆる交通弱者の観点も必要であります。自家用車の利用がままならない高齢者、幼児を抱えた母親が、特に時間的余裕の持てない医療機関へのアクセスをどうするのかということも、安心安全なまちづくりとしては重要ではないかと思えます。

地域交通の在り方として、このたび再構築を打ち出されていることは誠に結構なことでもあります。検討に当たりましては、総合的な、特に交通弱者にも配慮した御検討をお願いしたいと思います。

重ねての質問になりますが、よろしくお願ひいたします。

議 長（福西広理君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 堀議員の御質問にお答えいたします。

弓仲議員への回答と重なりますが、川西町では、町内の交通空白地の解消と住民の日常生活の移動手段の確保を図るため、コミュニティバス・こすもす号を運行し、これを地域公共交通の柱として位置づけ、今日まで事業展開してまいりました。町外へのアクセスとして、隣の天理市への買物や通院されている方が多くおられることから、定住自立圏構想の中で天理市へのアクセスを検討し、結崎駅を結節点として、天理市のコミュニティバスを乗り継いでいただくことで、天理駅までのアクセスを確保いたしました。しかしながら、議員仰せのとおり、天理市の病院へ直接つながるところまでは至っておりません。

また、本町が運営に携わっている国保中央病院へのアクセスについては、現状は、コミュニティバス、鉄道、病院のシャトルバスの3種類の移動手段を使っていただくこととなります。これが非常に不便であるという御意見がありますので、現在、乗車率の低い時間帯のシャトルバスを川西町に回していただけないか、協議を進めているところでございます。

以上、本町ではバスを主軸として公共交通施策に取り組んできており、不特定多数へ

のセーフティネットという公共交通の視点では、一定の成果が得られてきたと認識しております。今後、議員仰せのとおり、高齢化が進む中で、自家用車を利用できない方が増え、バスという移動手段だけでは通院や買物など日常生活で必要となる移動がままならない方が増えてくることが予想されます。そうした交通弱者の方たちに対する個別支援は、本町としても重要な行政課題と認識しており、さきに答弁いたしましたとおり、令和3年度の予算におきまして、交通弱者への移動の個別支援施策との連携も含めた、川西町地域公共交通計画を策定する経費を計上させていただいております。

頂戴いたしました御意見も参考にしつつ、住民ニーズに沿った公共交通を検討してまいりたいと考えておりますので、引き続き議員の皆様方の御提案、御助言を賜りたく、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（福西広理君） 堀議員。

4番議員（堀 格君） 私が今般の質問に至りました原点は、子どもを抱えた若いお母さんが川西診療所へ行ったところ、国保中央病院へ行ってくださいというふうにし唆された。しかし、家の自家用車は主人が乗って行ってしまって、ない。さあ、私、どうしたらいいんでしょうと。一方、外を見れば、町のコミュニティバスが結構走ってる。走ってるけども、ほとんど人が乗っていない。なぜ国保中央病院へ行ってくれないのと、そういう疑問を持ったというのが事の原点であります。

そういう素朴と言ったら失礼ですけども、疑問というか要望に応じていくような町の行政をやっていただきたいというところから質問に至ったわけであります。この際、町長もおっしゃっておられるように、子育てしている人にやさしいまちづくりという場合、ぜひ考慮に入れていただきたいところであります。

参考にまでに申し上げますと、今年の4月2日から本日までに新しく生まれた新生児は31名です。このまま行きますと、6年後、川西小学校へ入学する児童は1クラスになっちゃう。テレビの番組じゃないですけど、「町長さん！大変ですよ」と、こういうところでありまして、やはり将来を担う子どもたちにできるだけ多く川西町に来てもらうためには、我々の時代は子育てとって何もやってくれなかった、ほったらかしでしたけれども、今は各市町村が競って、非常に細かいところまで手を替え品を替え施策を打っております。川西町に少しでも子どもたちが増えるように頑張りたいと思います。その中の一つとしてコミバス問題を取り上げたわけであります。ひとつよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（福西広理君） 竹村町長。

町長（竹村匡正君） 今、堀議員からいただきました御質問の原点として、幼児を抱えたお母さんが診療所から国保病院へ移動する手段がないということで、途方に暮れているという話がありました。

私の妻も、実際、運転免許証を持っていないことから、土日は私が運転するんですけども、平日においては、やはり鉄道など公共交通機関を使わない限りは移動手段を確保

できないという状況でございます。そういったこともあり、こういった形でいわゆる交通弱者の方の利便性を高めていくのかということについては、今検討しておる次第でございます。

今し方、複数の議員の皆様方から様々な提案をいただきました。しっかりこれからの会議で諮っていき、交通のセーフティネットだけではなく、そういった観点からも見直してまいりたいと思っております。

あと、新生児につきまして、今年、現在のところ31人となっているということでございます。今年は新型コロナウイルスの影響もあって、全国的に出生者数が減少しているという報道がございましたが、川西町においても、やはりこういった影響もあるのかなと考えております。これが常態化しますと、議員がおっしゃったとおり、学校においては1クラス体制になっていくような状況になり、ますます寂しい川西町になっていくと想像されます。

私も「子どもや子育てしている人にとってやさしいまちづくり」というものを標榜いたしております。ぜひ、産んでよかった、もしくは子育てしてよかったと思えるようなまちづくりにしっかり努めてまいりたいと思っておりますので、その辺に関しましても御理解、御協力を賜りたいと思います。

ありがとうございました。よろしく願い申し上げます。

議長（福西広理君） 堀議員。

4番議員（堀 格君） どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

議長（福西広理君） 続きまして、3番 福山臣尾議員。

3番議員（福山臣尾君） 皆さん、改めまして、おはようございます。3番 福山臣尾でございます。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

新型コロナウイルスワクチン接種（いい町、ちかい町 川西モデル）について。この川西モデルというのは私が勝手につけさせてもらったので、聞き流しておいてもらってもいいかなと思います。

令和3年2月28日付広報川西号外で、「新型コロナウイルスのワクチン接種が始まります」との見出しで、広報が町内に配布されました。しかし、住民にとっては、ワクチン接種がいつ頃始まるのか、また、いつ接種できるのかが一番知りたい情報ではないかと思われま。

現時点では、国の情報不足等で接種計画が立てられないのが現状ではないかとは思っていますが、最近の情報では、高齢者向けのワクチンは4月26日の週から市町村に送り始められるということですので、先が見えてきたという感じもするのではないかと思います。

本町の接種方法は、医療機関での接種ではなく、基本、集団接種で行うとされています。接種会場は、川西町中央公民館のけやきホールとなっております。

そこで、医療機関以外で接種を行う場合の運営体制についてお伺いいたします。

医療機関でない場所で接種会場を設ける場合は、接種会場全体の運営管理責任者とし

て市町村の職員を配置し、また、予診等を担当する医師の中から、副反応発生時の救命処置や医療機関への搬送に関する医学的な判断を行う責任者を定めることなど、多くの医療従事者が必要になってきます。また、接種会場の運営においては、検温、受付、記録、誘導、案内、予診票確認、接種済証の発行などについては職員が担当されるのでしょうか。

以上のようなことから、運営に当たっては多くの人員が必要となってきます。接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれることも考えられるため、全庁的な実施体制が必要になってくのではないかと思います。

これらのことから、本町では、ワクチン接種を実施するために必要な業務を洗い出し、それぞれの業務について各担当部署に必要な人員の想定はどのようになっているのか。また、医療機関や医師会の協力を得られ、医師、医療従事者等の確保はなされているのか。職員の業務負担について、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も必要ではないかと思われませんが、この点についてもお伺いしたいと思います。

また、近々模擬接種、シミュレーションを行うと聞いていますが、いつ、どの程度の規模で行われるのか、お聞きしたいと思います。

最後に、外国籍で川西町に住民登録されている人の対応についてはどのようにお考えになっているのか、また、対象となる人は何人おられますか。

以上、よろしく申し上げます。

議 長（福西広理君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 福山議員の御質問にお答えいたします。

ワクチン接種に関する広報号外の配布については、通常の公報掲載ではおおむね1カ月前の記事になることから、直近で分かっている内容、今回については3月8日からワクチン接種に関する町のコールセンターを開設することをお知らせし、少しでも住民の方の疑問や不安を払拭するため配布させていただきました。

現時点では、国からの情報不足もあり、接種計画なども企画・立案しにくい状況ではありますが、今後も具体的詳細が分かり次第、住民周知できるように努めてまいります。

ただ、2月26日の第3回新型コロナウイルスワクチン接種連絡会議で、奈良県の高齢者向けワクチン4月配分の基本的な考え方（案）が示され、各地域で円滑な接種体制を構築するための準備として、全市町村に配分され、これは少なくとも40バイアル（100人分）を配分し、その上で、65歳以上の高齢者の人数を基に傾斜加算されており、川西町配分量としては、4月中旬以降に150名分のワクチンが入ってくる見込みで、現時点では4月19日、20日の各75名の高齢者接種から始めたいと考えており、川西町医師会などと調整中でございます。

集団接種で行う理由については、ファイザー社のワクチンが国内承認された1番目のワクチンであり、このワクチンについては、超低温での保存管理で2カ月程度の保存しかできない、冷蔵庫保存でも5日間、室温で融解後、接種前に生理用食塩水で希釈、そ

の後については室温で6時間しか保存できないなど、町内の医療機関では取扱いが難しいと町内医師との意見交換会で御意見をいただき、まずは集団接種でワクチン接種を行うことといたしました。

モデルナ社やアストラゼネカ社のワクチンについては比較的取扱いが容易なことから、国内承認がされれば個別接種となる見込みで、今後、町内医療機関と調整してまいりたいと思っております。

次に、医療機関以外で接種を行う場合ですが、医療法第8条の規定に基づき、診療所の届出を行います。運営については、従来医療機関でない場所に接種会場を設けるため、接種会場全体の運営管理責任者として健康福祉課長を置き、また、予診などを担当する医師の中から、副反応発生時の救命処置や医療機関への搬送に関する医学的な判断を行う責任者を定めていきます。そのほか、接種会場の運営については、医師、看護師、保健師などの専門職や、検温、受付、記録、誘導、案内、予診票確認、接種済証の発行など、全庁的な体制の下で職員の動員を行うとともに、不足人員をスポットで雇用するなどして対応してまいる所存でございます。

本町では、町内医師4名との意見交換会を既に3回行っており、医師会や医療機関の協力も得られ、医療従事者等の確保も行っております。不足する医療従事者についても、町内医療機関より支援いただけるとの言質を得て、協力体制も整っておりますが、医療従事者の負担軽減を考えると、1人でも多くの医療従事者を確保することが喫緊の課題であると考えております。

当初、ワクチン接種体制については、コールセンターや予約受付において積極的に業務委託を活用しようと考えておりましたが、見積り金額の高さに驚き、会計年度任用職員やスポット職員の採用と一部の事務において業務委託を併用しながら、業務負担の軽減も視野に入れながら人員体制を構築してきたところでございます。

次に、模擬接種（接種体制のシミュレーション）については、3月2日の医師との意見交換会の中で日程を調整し、3月25日に行うことになりました。町内医師、看護師、保健師などの医療従事者、町職員や保健センターで協力いただいている保健サポーターや結崎団地老人クラブの方々に御協力いただき、実証を行い、それに基づき意見を出し合いながら、本番に向けて調整していきたいと思っております。

最後に、外国籍で川西町に住民登録されている方の対応についてですが、外国人登録者の総数については、令和3年3月1日現在、179名の方の登録がございます。この方々の対応については、国が外国語版の案内等を作成してくれると聞いておりますので、それを活用したり、町内工業団地で働かれている方が多いと思いますので、各事業所にお手伝いをいただくなど、準備をしていきたいと考えております。

今後も、国からの情報等も迅速に分かりやすい形で住民の方々にお知らせしていければと思っておりますので、議員各位におかれましても、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（福西広理君） 福山議員。

3番議員（福山臣尾君） 町長、ありがとうございます。模擬とかやっていないと、いろんな問題が出てくると思うんですけども、実際の実施に当たっては、当日キャンセルとか、また医師の問診の結果で今日はちょっと打てないとかいう場合に、用意していたワクチンが無駄になるということも考えられますので、その辺のキャンセルに対しての対応とかもいろいろと考えていただければと思います。

また、ワクチン接種の注射の位置が、ちょっと聞いてきたんですけども、肩峰3横指下というところで、肩の骨から指3本下というところらしいんですけども、この位置も、指の大きさによっても若干ずれてくるので、この辺りやろうということなんですけども、高齢者の場合、まだこの時期であれば結構服装が、何枚も着てるというところもあって、すぐにここが出せないという状況になると思うんですけども、その辺は模擬接種のときにいろんな服装の方がいれば、そういうことが分かってくるんじゃないかと思えますので、半袖の方がおられたら楽やろうとも考えられるし、その辺のこともいろいろと試してもらいたいなと思います。

それに伴って、ワクチン接種のマニュアルというんですか、受付から接種までの流れをイラスト的に書くなりとかいう形で、問診票とか予約票を送るときに一緒に送付しとけば、あと、服装はこういう服装が適しているとかいう部分までいろいろとやさしい形でパンフレットなりを作っていただければ、スムーズな接種ができるんじゃないかと思えます。

あともう一つ、予約に関してLINEのシステムで予約するという自治体もあるようなんですけども、その辺のことについては、最初は高齢者ですので、あまりどうか分からないんですけど、後半になってくると、若者とか、LINEを使っている方が多く予約をしていかなければならないということになると思いますので、その辺もいろいろと考えていただきたいなと思います。

よろしくをお願いします。

議 長（福西広理君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 今、福山議員からいろんなお話、御提案をいただきました。本当にこれは初めて対応することです。いろんな不都合があるかもしれません。模擬演習、シミュレーションのところでしっかり問題点を洗い出して、本番に対応できるようにしていきたいと思えますし、今いただいた御提案につきましても検討してまいりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

議 長（福西広理君） 福山議員。

3番議員（福山臣尾君） そういうことで最初のことなので、いろんなシミュレーションを各地の自治体でもやっておられますので、その辺の意見も聞ける場合があれば聞いて参考にし、逆に模擬接種の段階で問題点を多くやったほうが良いとは思えますので、おかしいなという点をどんどん洗い出していきたいなと思います。

それと、最後になりますけども、町長の「ワクチン接種に対しては全力で取り組んでおります」ということがどこかに書いてあるような気がするんですけど、それに対して

の意気込みを3期目じゃないですけども意気込みがありましたら、町民に対していろいろと言ってもらえるのであれば、積極的に接種してもらってコロナを鎮静化させていこうという意味で、何かありましたら一言お願いします。

議 長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） この1年ばかり、川西町もそうですし、全国民がコロナに苦しんできた状況でございます。こういった不安を取り除いてほしいとか、また、経済的に影響を受けていらっしゃる方につきましては、このコロナがなくなって、再び元の生活に戻りたい、そういった思いを持たれている方が多いかと思えます。その切り札として、今回ワクチン開発が行われたわけございまして、コロナにかかった後の特効薬というのはまだできておりませんが、まずはワクチンで感染を抑えていこうというのが国の方針であり、私も期待しているところでございます。

ただ、ワクチン接種につきましては、努力義務が課されておるものの、強制ではございません。皆様方の同意が必要でございます。コロナにかかると、御高齢者ほど重症化率が高くなる、一方で、若者に関してはさほど重症化しないということで、ひょっとすると、ワクチン接種についても接種する率が低くなるのではないかなとも考えられるわけでございますが、身近な方、御年配の皆さんを町民全体で支えていく、助けていくという観点から、ぜひ多くの方々に接種をお願いしていきたいと考えています。

いろんな副反応など、マスコミでは大きく取り上げられておりますけども、副反応につきましても、率といいますか、それは非常に少ないわけでございますので、そういったこともしっかり説明しながら接種をお願いしていきたいと思えます。

先ほども申し上げましたとおり、これは最重要の案件だと認識しております。町内全体、全力で対応してまいりたいと思っておりますので、また議員の皆様方もお近くにいらっしゃる方々にお声かけをお願いできればと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

議 長（福西広理君） 福山議員。

3 番議員（福山臣尾君） ありがとうございます。「いい町、ちかい町 川西モデル」として誇れるような体制を作っていただきたいなと思えます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（福西広理君） 5 番 松村定則議員。

5 番議員（松村定則君） 5 番 松村定則であります。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

不登校児童生徒への取り組みについて。

令和元年度文部科学省の児童生徒の問題行動・不登校等についての調査では、全国で小中学生約18万人が不登校となっています。不登校児童生徒のうち、年間90日以上欠席している児童生徒は年々増加し、全体の55.6%にもなります。今年度、川西小学校では3人、式下中学校においては16人おり、これも深刻な数字であります。中には、年間の出席日数四、五日の子もおられます。この3月・4月には、上級学年への進

級、中学校への進学、そして、卒業して義務教育の修了となる生徒さんもおられます。

子どもの不登校は、学校での人間関係や勉強の問題、家庭内の問題、そして一番の難しさは、原因が特定しにくいことにあります。いじめや嫌がらせについても、発達障害による周囲との協調性の欠如が原因やきっかけになっている可能性は大いにあります。不登校は、本人が学校へ行きたくないというわけではなく、周囲からの問題などで不登校になるケースが多く、学校に行けないのは本人が一番つらいことだと思っております。

この1年、新型コロナウイルスが大流行し、長期間にわたる臨時休校により、家庭での学習を経験しました。この間、家庭訪問、教材の配布、宿題の回収など、教職員の皆さんには大変御苦勞をおかけしたと感謝いたしております。この家庭学習は、集団行動を苦手とする児童にとって、とても有効な学習形態だと考えております。今年度、小学校でプログラミング教育が始まり、GIGAスクール構想の構築により、授業のオンライン化、子どもさん1人に1台の端末（パソコン、タブレット）の配備も進みました。

そこで、不登校児の学習保障の一つとして、通信機能のあるパソコンや分身型ロボットなどを活用してオンライン学習を導入することにより、リアルタイムでの学級参加が可能となります。学校での集団学習になじみにくい児童生徒の新しい学習方法として取り組みいただきたいと考えております。

そこで、今後の不登校児童生徒への取組についてお考えをお聞かせください。

以上、よろしく申し上げます。

議長（福西広理君） 橋本教育長。

教育長（橋本宗和君） ただいまの松村議員の御質問にお答えいたします。

議員御質問の不登校児童生徒への取組につきましては、令和元年第4回定例会で不登校児童生徒へのサポート体制としてお答えさせていただきましたが、ここでは、現在の取組と今後について答弁をさせていただきます。

議員お述べのように、不登校の原因は特定化できるものではなく、様々な要因が絡み合い、登校できない状況にあるものと理解しております。一方、不安と緊張が高まる中、学校へ行かないことで自分を見詰め直す機会を無意識に設け、自らの身を守っている子どももいます。

いずれにしても、議員御指摘のように、無自覚ながらも本人が一番つらく、しんどい思いをしていることは事実です。だからこそ、その渦中で動けなくなり、困り、葛藤を続ける児童生徒に対しては、繊細な心理的な理解とぬくもりのある関わりが必要不可欠なのです。

不登校児童生徒数が依然として高い水準で推移する中、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法が2017年に施行されています。この法に基づき、文部科学省は、2019年10月25日付で全国に「不登校児童生徒への支援の在り方について」という通知文を発出しています。ここでは、不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方として、次のように述べています。

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのでは

なく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

このように、学校に登校できなくても学びを止めない教育の機会の確保が重要であり、本町においても、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて努力しているところです。とりわけ、不登校児童生徒への取組といたしましては、今までのきめ細かいサポート体制を継続しつつ、GIGAスクール構想での環境整備がほぼ完了しましたので、これらの有効活用を進めております。1人1台のタブレットパソコンの配布、家庭と学校がパソコンでつながる環境整備、通信環境のない御家庭に機器の貸付け等、既に対応済みです。同時に、教育の質的向上を図るために、教職員研修を積み重ね、個々の児童生徒の特性に応じて適切な学びを提供できるようにしています。例えば、見ること、読むことが苦手な児童生徒には音声教材を活用し、聞くことが苦手な児童生徒には視覚情報や映像を重視し、学級に入りにくい児童生徒にはオンライン授業での取組を進めております。また、学習支援アプリ等を利用することで、児童生徒の学びの特性に応じて個々の学習意欲の活性化を図っております。実際に家庭に持ち帰ったタブレットパソコンから、ロイロノート、これはインターネットを使って学習支援を行うためのプログラムシステムアプリですが、このノートを有効に活用し、担任の先生とやり取りをして意欲的に学習を進めている子どもの様子も聞いております。

まさに、議員御提案のICTを活用した新しい学習方法は、学校での集団学習になじみにくい児童生徒に対して希望の光となるものです。今般のGIGAスクール構想で整備された新しい教育環境を、今後も有効に活用していきたいと考えております。

本町におきましては、不登校児童生徒はもちろん、全ての児童生徒に「夢と希望にあふれ、いきいきとした子どもの育成」を目標に掲げ、豊かな人間性と創造力を備え、知・徳・体の調和の取れた子どもの育成に向けて取組を進めております。今後も、川西町の教育の充実に向けて誠心誠意邁進してまいりますので、御理解と御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（福西広理君） 松村議員。

5番議員（松村定則君） 御回答ありがとうございました。今後のICTの活用に向けて、大いに期待いたしております。

このさなか、実は私どものほうに二、三の御相談が寄せられまして、今まさに不登校になろうという御家庭からの御相談であります。この3月・4月で学校の進学とか進級とかで環境も変わりますので、これを機に新しい学びができたらと。以前から学校にはお願いしていますように、ICTの機器の一つとして、子どもたちが日々学習を終えて帰るときの連絡帳記入に際しても、今までは黒板の文字を1文字1文字確実に記入して帰る、それだけでも時間が取られます。それを、今のこの機器のカメラ機能で黒板を写せば、家庭に帰ってそれを確認することができる。連絡帳の記入漏れがなくなると、楽に家庭学習が進められる。こういった使い方もちろんありますので、今後に向けての

リモートの学習に大いに活用していただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（福西広理君） 教育長。

教育長（橋本宗和君） ありがとうございます。今、松村議員がおっしゃったように、不登校になりかけている状況の子どもは、本人もつらいし、家族も本当に思い悩むときです。私も長い間不登校の研究をしてきまして、やっぱり不登校の入り口、そのしんどさ、今度は出口、そこをどうきめ細かく対応するかが非常に大事なことだというふうに感じております。

今おっしゃっていただいた、子どもの特性に応じてICTでカバーできること、それを大切にしていきたいと思っておりますし、何よりも、不登校になる子どもの繊細さ、そこにフィットした対応をきちんとしていけるように学校教育を進めていきたいというふうに思います。

御質問ありがとうございました。

議長（福西広理君） 続きまして、12番 芝 和也議員。

12番議員（芝 和也君） 12番 芝 和也です。前の6人に続きまして、町長に御質問いたします。

まず、コロナ対応についてであります。

先ほども質問にありましたように、目下、ワクチン接種の日程が示され始めまして、おおむね7月頃には一般住民のところにも接種の機会が巡ってくるような観測となっております。ここは流動的でありますけれども。このことで感染対応への一定の前進はうかがえますが、このワクチンは、あくまで投与しない人よりも感染症の発症を抑制する効果があるということでもありますので、感染そのものを抑えるものではないというふうに言われています。当然、感染リスクは残ってくることから、感染拡大が減少期にある今の感染対応に余力があるときにこそ、PCR検査等の検査に徹底して取り組み、感染者の掌握に努めることが感染拡大の抑制の教訓とされております。

この点では、これまでの行政検査の在り方から、やはり社会的検査に大きく踏み出すことが求められており、今般の首都圏での緊急事態宣言の延長で、一定社会的検査の実施の方向が示されつつありますが、その全面的な展開を待つことなく、この間実用化されてまいりました自動式のPCR検査機器等を、国保病院を構成する4町で協議をするなどして思い切った導入に踏み切れれば、物にもよりますが、最大1日で2,500検体の検査能力を有することからも、全体を網羅する社会的検査の前進に大きく寄与するものとする次第であります。

こうしたコロナ対応策について、改めて町長の御所見をお聞かせいただきたいと思います。存じます。

次に、難聴者に対する補聴器補助の取組についてであります。

この問題では、障害認定に該当しない皆さん方への手だての構築に関しまして、一昨年9月議会などで、この間議論を重ねてまいりました。町長も、介護予防や高齢者のひきこもり防止にも有効との観点を示されまして、県での統一基準の構築や県事業として

の取組を求めていくこと、また障害者総合支援法の改善等を求めていく旨、おっしゃって来たところであります。

この点、その後の取組のほどはどうでありましょうか。

また、18歳未満児でのこの部分への手だて同様に、障害認定の手前の皆さん方をカバーする独自策の手だて実施に関しまして、本町での現状をお聞かせいただきたいと存じます。

以上2点、よろしく願いいたします。

議 長（福西広理君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員の御質問にお答えいたします。

まず、コロナの対応についてでございます。

感染拡大が減少期になり、感染対応に余力があるときこそ、PCRなど検査に徹底して取組、全自動のPCR検査機器等を国保病院構成4町で導入して、大量に社会的検査を実施してはどうかとの御質問ですが、国保病院においては、昨年12月20日頃よりPCR検査に匹敵するLAMP法検査を開始されております。これについては、1日当たり最大で16検体が限界と聞いております。また、昨年12月から今年1月にかけての第3波の感染者拡大の状況の下では、国保病院としても、この検体数でも検査逼迫状況であったと伺っております。

PCR検査体制を保険適用外の無症状の方に拡大し、構築すべきとのことですが、現状、国保病院にはそれだけの能力はございません。また、今のところ、国保中央病院の管理者・副管理者会議の中でもそうした話は出ておりません。

一方、専門家の話では、PCR検査の感度、すなわち検査の正確性に関して、感染者が陽性と判断できるのは検体に含まれるウイルスの量によるため、検体を採取する部位やその時間によっても左右され、一般的に70%程度と聞いており、3割の患者は陰性と判定されてしまいます。また、感染していないにもかかわらず陽性と出てしまう偽陽性と出るケースもあり、PCR検査を絶対的に信頼できないのが実情であり、議員が述べられるPCR検査等を徹底して感染者の掌握に努めることが現実的とは考えられません。

私としては、こうしたPCR検査の感度に鑑み、そのような検査結果を踏まえ、陽性者の隔離措置を取ることに限っては、川西町が自ら病床を確保するなど自己完結的に行動・対処できるのでない限り、社会的検査を大々的に行うことについては否定的に考えており、町村レベルではなく、県レベルでの枠組みの中で行っていくものだと思っております。県におきましても、厚生労働省の対策本部の要請により、高齢者施設等クラスター発生リスクや重症化リスクの高い場所、集団に対する検査については、これを実施することとしており、大和郡山市の高齢者福祉施設ではPCR検査を行ったといった話も聞いております。

今後も県の対応と連携・協力し、必要な取組を行ってまいりたいと思っております。

先日の奈良県議会の代表質問において、「新型コロナウイルス感染症対策の1年の総括と今後の重点取り組みについて知事が答弁しておられました。新型コロナウイルスと

いう未知の敵との戦いに当たって、奈良県では、方針1、感染者を早期発見・即時隔離し、感染された全ての方に入院治療・宿泊療養を提供する。方針2、重症化予防により死亡や後遺症の発生を抑える。方針3、感染経路の類型を明確化し、類型に応じた明確な注意をする。この3点を基本方針に対処してきた。今後の重点取組としては、引き続き3点の基本方針を堅持した上で、新型コロナウイルスに必ず打ち勝つとの強い信念を持って、1点目、病床・宿泊療養施設の確保、2点目、福祉施設のクラスター対策、3点目、ワクチン接種の円滑な推進、この3点の項目に重点的に取り組む」と述べられておりました。

川西町としても、こうした基本方針や重点取組を踏まえ、引き続き県と十分連携し、協力を行いながら、とりわけ重点取組の3点目のワクチン接種の円滑な推進を本町の最重要課題として取り組んでまいりたいと思っております。

次に、難聴者に対する補聴器補助の取組についてでございますが、令和元年9月議会で答弁いたしました内容と、現状、変わりはありません。そのときの答弁と同様、障害者総合支援法との兼ね合いもあることから、町単独での実施よりも、国基準や奈良県下同一の補助基準の中で、国や県事業としての実施がよいと考えております。

議員の御要望については十分承知しておりますが、町内の住民の方々から、障害福祉施策を管轄する健康福祉課や長寿介護課に対して直接そういった声は届いていないのが実情でございます。前回の答弁の中でも申し上げましたとおり、地域の実情としてそういう声があるかどうか、しっかりと踏まえながら、基礎的自治体として国や県に報告していくことが重要と考えておりますので、現時点ではアクションを起こす状況にはないと判断しております。

以上でございます。

議長（福西広理君） 芝議員。

12番議員（芝 和也君） まず、コロナ対応であります。基本、社会的検査に切り替えていっても、自己完結型がでけへんだら、町としてはなかなかしんどい話やと、こういうことやったかと思えます。

県での取組も、今、せんだつての県議会での知事からの答弁の内容も町長に触れていただきましたけれども、基本、そういった施設全般に関しては県のほうでも確保しておりますので、その辺の活用は各市町村で感染者が出てきた場合でも乗っかっていけるものというふうに思うんですけども、結局、これまでの例からいきまして、感染を収束させてきてるのは原因を絶つてということではありませんでして、人と人との行き来をすぼめて、そのことで感染の度合いをできるだけ少なくして、感染が広がるのを防いできたと。落ち着いてきたので、これを緩めますので、また行き来が始まります。行き来が始まると感染が広がるので、またすぼめると。この繰り返しを今回まで3回やってきているところでありまして、結局のところ、感染者を見つけるか見つけへんか、そこがポイントになってくると思うんです。

感染を止めるというのは感染者を見つけるか否かというところがポイントやと思うんですが、町長としては、そこはいかが認識なさっておられるでしょうか。

議 長（福西広理君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） 感染を止めるに当たっては、感染者を見つけることが大事だと思っておりますが、無症状である方を見つけ出して感染を止めていく、そのためのPCR検査を実施していけというような議員の御質問だと思うんですけども、検査の感度というのが7割程度と先ほども申し上げましたとおりでありまして、偽陰性とか偽陽性とかというような形で、なかなか正確に測れないところから、現実的ではないと考えております。知事がおっしゃっているとおり、例えば感染者が複数出たところに対しては、その建物であったり職場を徹底的に検査していくというクラスター対策が有効ではないかなと考えておるところでございまして、引き続き国や県の対応をしっかりと見守っていきたいと思っております。

以上です。

議 長（福西広理君） 芝議員。

12番議員（芝 和也君） それは、これまで一生懸命取り組んできている感染の対応の内容ですし、言うてみましたら、感染が出たので、そこを集中してやるという今現在のレベルでの社会的検査ですよ。基本、検査をやってきているのは、感染者が出たから、それにまつわる皆さんを検査して行って、後追いをやっていってるということで、濃厚接触者の皆さんなんかも含めて見つかった人は、無症状の人は隔離されるし、症状の出た人は先に分かりますから、それはそれでいいんですけども、結局そういうことやと思います。

国保病院の能力の話もされていましたが、現行の検査方法ですと手も要りますし、それに人手を割かんなんということもありますので、能力にもなってきますけれども、そこでいわゆる機械化ということがこの1年の中でメーカーのほうでも開発が進んできて、活用が待たれているという状況にもなってきていると思います。これの導入に向けて本腰を入れていこうと思ったら国の動きにもなってくると思うんですけども、この辺、自治体病院を抱えている自治体としては、やっぱりそこはひとつ病院を活用した住民の検査体制構築というのは、ないところに比べればはるかに強みになってくると思います。

その辺、検査体制に向けての自治体病院の活用ということに関して、町長はいかがお考えになりますか。

議 長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 芝議員がおっしゃっていることも少しは理解できるんですけども、今の状況でも、例えば国保病院につきましては、一部コロナウイルス感染者の受入れ施設となっております、少人数受け入れただけでも医療現場がかなり逼迫するというような状況でございます。ほかの治療に対応できないという状況になってきます。そのような中、無症状者に対して検査をするとすると、さらに医療の資源がそこに割かれていくわけでございまして、なかなか難しいと考えております。

ですので、先ほどから申し上げておりますとおり、医療資源をどこに投入するかという判断は国レベルで行っていただきたいと思っております、今現在、国では社会的検査

はやっていないということでございますので、それを見守っていきたいと思っております。

以上です。

議長（福西広理君） 芝議員

12番議員（芝 和也君） 国が社会的検査をするのを待つと、こういうことやったかと思えます。

機械化はやっぱりそういう点では人手を割くということを十分にカバーしていく策になってくると思いますので、それは、4町で構成していますので、その中でどれだけでもむかという話になるかと思いますが、意向はないようですので、折に触れてもんでいってもらえたらと思いますので、それは求めておきたいと思います。

補聴器ですけれども、今のところ進展なしで、障害者認定の制度に対応するというところであります。

声の捕捉なんですけれども、窓口でそういう問合せ等がないという紹介やったと思うんですけれども、基本的に現在障害認定を受けておられる71デシベル以上というのは障害者という範疇になってきますので、大体そのレベルというのは、私がここに立って、周りにおられる皆さんは、今みたいな声だと聞こえる可能性がありますが、普通に会話をする声が聞こえないというぐらいのレベルから認定を受けてるということですので、その手前の皆さんです。ですから、年を取ってまいりますとだんだん耳が遠くなってきたという皆さんは普通に存在するかと思うんですけれども、その辺、難聴対策、補聴器の補助ということは別にして、耳の聞こえをどうカバーするかということに対する声の捕捉というのは試みる用意はありませんか。

議長（福西広理君） 町長。

町長（竹村匡正君） 前回の答弁でもお話しさせていただきましたが、議員は、現在71デシベル以上が障害認定であり、世界保健機構（WHO）では41デシベル以上から補聴器をつけたほうがよいということで、この基準に合わせていくのが妥当ではないかというようなお話をされていたと思いますが、障害認定は別として、どの段階から補聴器をつける方々への判断を行うかというのは、なかなか本町だけでは判断しづらいと考えております。人によっては、41から70の間でもしっかり聞こえるという方もいれば、聞こえないという方もいると思うんですけれども、この辺の認定の基準というのは国や県に合わせさせていただいて、やはり認定された方に対して補助をしていくというような対応を取ってまいりたいと思っておりますので、今はそれ以下の方に対しての補助というのは検討していないということでございます。

以上です。

議長（福西広理君） 芝議員。

12番議員（芝 和也君） 私が求めてる範疇は対象にしていけないと。現在、障害認定6級の障害者という認定の基準に基づいて補助をしていくという話でありました。

最後に、現在、障害者総合支援法に基づく対応になっているんですけれども、町長の思惑としては、本町では、その補助の皆さんに対して町として上乘せをして補助・応援

をしていく、そういうふうにお聞きして、そういう理解というのはあるんですけど、補助をしていくという話ですけれども、それは現在の法制度にのっとってやられていることでもありますので、何も悪いことではありませんし、その制度は皆さん大いに活用してもらったらいいんですけど、そこに上乘せして厚くする、その意思、思いはお持ちなのでありましょか。もう時間が来ましたので、またこの論議は続けていきますが、今般の最後に、そこはいかがなものでしょうか。

議 長（福西広理君） 町長。

町 長（竹村匡正君） 先ほどから申し上げておりますが、まず、そういった方々が役場に対して求める声が大きくなってきたときに、しっかりと県や国に陳情していくと。その中で対応が困難であれば、その次の段階になるということでございますので、現時点では、そういう地域の実情もないことから、検討はしていないということで回答させていただきたいと思います。（芝和也君「上乘せは」と呼ぶ）

上乘せについても、今のところ検討はしておりません。

以上でございます。

議 長（福西広理君） これをもちまして一般質問を終わります。

続きまして、日程第2、総括質疑に入ります。

先日上程されました議案第3号、令和3年度川西町一般会計予算についてより、議案第35号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についてまでの議案33件を一括議題といたします。

去る8日、当局より提案説明が終わっておりますので、総括質疑通告順により質問を許します。

12番 芝 和也議員。

12番議員（芝 和也君） それでは、今般上程の議案に対しまして、私の常任委員会であります総務建設経済委員会を除く部分に係る議案に対して若干お尋ねをいたします。

まず、令和3年度一般会計予算の中でありまして、病児保育についてです。

2年度から始まりまして、早速実績も出てきているところでありますけれども、これを自治体病院であります国保病院での設置の考えについて、有無を含め、その内容について意向をお示しいただきたいと存じます。

次に、学童保育についてであります。今年度、新たに増築の設計が予算化されているところであります。御苦労いただきまして、応募されてきた皆さん全員に入ってもらえるように、受入れも確保してきていただいているところであります。今年度設計、来年建設という学童保育所が完成後は、これまで苦労して確保していただいた現在の小学校の教室等々は返還される旨聞いております。キャパとしてせっかく苦労して広げて確保したものが相殺されるのではないかと思います。その辺についてはいかが相なりますか。お考えをお示しいただきたいと思います。

それと、可能な増築もしながら、そうした施設を確保してきたというのがこれまでの流れですので、どこを活用するかは様々ですけれども、やっぱり求めに応じてキャパをきちっと確保していく、今ある施設を活用して、その辺はきちんと応募を補完できる体

制を維持していくということが一番の大もとにあるかと思うんですけれども、その辺の考え方についてお示しいただきたいと存じます。

それから、コンポストについてであります。電動のコンポストの購入先を町内外問わずオープン化するということでもあります。これまでは、地域活性化等々の観点から、町内ということで限定をしてきたんですけれども、ここをオープン化ということであるならば、町の内外で補助単価等々に関して何がしかの違いが必要ではないかと思うんですけれども、その辺、いかがお考えになりますか。

次、国保会計についてであります。

現在、国保は、令和6年の統一に向けまして動いているところなんですけれども、県一本化になりますと、保険料が現行に照らして2割増ということになりますので、この辺、今年度も保険料率の改定はありませんが、段階的に変えていくのか、令和6年を待って、そこで統一される保険料で料率を変えていくのか、その辺の方途をお示しいただきたいと存じます。

それから、現在保有の基金の活用でありますけれども、これは当然、これまでの加入者の皆さんの国保の保険料で積み立ててきたものですから、皆さんに還元してしかるべきということでもありますので、持っというて、納付金分として不足のときにそれを活用していくのか、そうか、保険料率を一気に上げないために、今あるお金は全部使って、保険料率の緩和で使っていくのか、その辺についても方向性をお示しいただきたいと存じます。

それから、コロナ対応で、国保での傷病手当の実施でありますけれども、今のところ、本年6月までですか、延長されてるところであります。コロナ対応いかなんでは、その延長が再びということにもなりかねませんけれども、それはそれとしまして、これは事業主の対応がありませんので、その辺、町として補完するべきではないかと存じますが、そのお考えについてお聞かせいただきたいと存じます。

次に、後期高齢者医療保険についてであります。

これは国保も同様でありますけれども、法定軽減の対象者、特に住民税非課税の皆さんに対応する保険料の減免・免除の話であります。これまでのところ、その対応はありません。町長との議論では、税と保険は別なので、税で非課税になっている皆さんも保険はやっぱり負担してもらわんとということでもあります。税免除に鑑みて、やっぱり自治体として手だてを講じるべきということではないかと思うんですけれども、そこら辺はいかがお考えになるでしょうか。

介護保険についてであります。

現在、要支援の認定の皆さんは、介護保険の給付が介護保険から市町村事業というふうに制度が置き換えられていますけれども、令和3年から第8期の事業計画がスタートしますけれども、そこでは要支援から要介護に移った皆さんも市町村の総合事業の対象にできる仕組みになりました。この点、町としては、そういった要支援から要介護に移られた皆さんも総合事業に乗せるのか、それとも介護給付のほうで対応するのか、その辺についての意向をお示しいただきたいと思います。

それから、条例関係です。

国民健康保険税条例であります。これは、地方税法の改正に伴うものとはともかくとしまして、減免規定の統一に向けての提案が今般なされております。県単一化の統一に関連する話になりますので、それで減免規定の統一ということですが、課税権限者は市町村長ということになります。町長はこの統一案を了とするから提案なさっていることと思えますけれども、保険料もそうですが、こういった減免の規定も地域の実情や意向に即してそれぞれが決めてきた問題になりますので、やはりそこは単一化になるうがなるまいが、地域の事情・状況に応じた減免の対応とか保険料の決め方とかいうのはあつてしかるべきではないかと思えます。県で定められた統一ということになりますので、地域の事情がどうあれ、それに統一されるという仕組みについて、その辺の問題意識を町長としてはいかにお持ちか、お聞きしておきたいと思えます。

最後、介護保険条例についてであります。

これは、今般8期目のスタートによりまして、第1期と比べますと、今、基準の保険料が3.1倍まで膨らんできているところであります。結局、計画見直しのたびに事業量が増えますので、その事業量を保険で見合うために算定すると保険料が上がってくるという仕組みになっていますから、この仕組みで保険料を抑えていこうと思えば、保険料率の所得階層別を多段階化して行って、ならず以外にないかなと思うんですけれども、保険料率の階層を増やして累進性を強化するなど、そういった方向での緩和策はいかにお持ちか、お示しいただきたいと思えます。

以上です。

議 長（福西広理君） 奥子育て支援担当理事。

子育て支援担当理事（奥 隆至君） それでは、芝議員の御質問にお答えいたします。私からは、健康福祉課所管の病児保育、それから学童保育について回答させていただきます。

まず、病児保育についてですが、令和2年度より、香芝市が行う病児保育事業の利用に関する協定を締結し、香芝市にあるかわしま内科・外科・こどもクリニックに併設された病児保育室ぽっぽを、川西町内の生後6カ月から小学6年生を対象として利用できるようになりました。病児対応型につきましては、病院でなければできないことや、専用施設の整備、専門職の確保、利益が出る事業ではないなど、非常に多くのハードルがございまして、県内でも実施している病院は数カ所しかないのが現状となっております。

このような中で、川西町の保護者の方が、急な病気で仕事が休めない、家で看病できる人がいない、よくなってきたが、登園するにはまだ少し難しいなど、子育て中のお父さん、お母さんのために、何より子どもたちのために、利用できる病児保育室の存在は大きいというふうに思います。

病児対応型事業につきましては、令和2年度より開始されたばかりでございまして、令和2年度の実績としましては、今年の1月末時点で2名の利用にとどまっております。コロナウイルス感染症拡大の影響も否定できませんが、年度当初には広報、ホームページ、フェイスブックにて住民周知を図り、保育所入所児童保護者宛てにも入所決定時に案内を同封し、周知をしているところでございます。

当該病児保育室の定員は9名で、今のところ、待機児童があるとの話は出ておりませんので、国保病院での病児保育室設置の有無を含め、今のところ意向はございません。

次に、学童保育所についてでございますが、「学童で借りている小学校の教室は返還する。苦労して確保したキャパ」とございますが、この部分については、毎年小学校の在籍児童数等により、利用できる少人数指導教室が変動することから、永久的に利用を確保しているのではなく、学童保育所の利用申込みに応じて、教育委員会や小学校と協議しながら、少人数指導教室の利用をお願いして借用しているものでございます。国の学童保育所における対象が小学校3年生から6年生まで引き上げられたこと、それから、近年の共働きの保護者世帯の増加による学童保育所の利用ニーズに対応すべく、学童保育所の増築を行うための予算計上をお願いしておりますが、増築を想定している駐車場部分を活用して、1人でも多く将来の利用ニーズを見据えた上で、増築設計を行ってまいりたいと思っております。

ただ、増築を想定しているスペースも限りあるスペースでございます。コロナウイルス感染症拡大もいつまでに収束するかも分かりません。3密の回避や学校休業中の利用人員増に対応するため、小学校の少人数指導教室の利用を今後も教育委員会側をお願いすることになるかも知れませんが、できる限り学童保育所を1つの場所を実施することで、不足する指導員の確保を緩和することも可能かと思っておりますので、併せて御理解賜ればというふうに私は思っております。

以上でございます。

議長（福西広理君） 大西住民保険課長。

住民保険課長（大西成弘君） 私からは、住民保険課所管分であります、一般会計のコンポストについて、国民健康保険特別会計について、後期高齢者医療特別会計について、条例関係では国民健康保険税条例についてお答えいたします。

まず、一般会計でコンポストについての御質問にお答えいたします。

これまでの生ごみ堆肥化容器購入の助成制度を見直すに当たり、県内の各市町村の状況を確認し、電動タイプのもは購入価格の3分の1から2分の1へ、上限額を2万円から3万円に見直しを行い、非電動タイプのものにつきましては、同様に購入価格の3分の1から2分の1へ、助成上限額については2,000円から3,000円に見直しを行っております。また、これまでは1世帯一度限りの助成としていたものを一度リセットし、これまで助成制度を利用した世帯であっても、再度申請を受け付けることを可能としました。

さらに、これまで町内の販売店で購入された場合のみ助成の対象としておりましたが、現在、非電動タイプの取扱い事業者が町内になくなったことから、販売店の指定をなくし、広く住民の方に制度を利用していただけるように改正するものでございます。

本町以外では、生駒市のほか3つの自治体が販売店を指定しておりますが、それ以外には指定がございません。自治体内に多くの販売店がある市については、市内に限定されておりますが、販売店が限られる町村は指定していないのが現状となっております。今回、本町でも、改正するに当たり、販売店を指定しない方向で検討しました。また、区

域内外で助成金額に差があるところはありませんでした。町内の販売店の保護・確保も重要であると認識していますが、現在ではインターネットでの購入など方法は様々であり、住民が利用しやすい制度であることも重要と考え、域内外での購入について助成額に差を設けないことにしました。

次に、国民健康保険特別会計についての御質問にお答えいたします。

保険料率については、県単一化となった平成30年度に、令和6年度の統一保険料率に向けた見直し計画を県のほうに提出しております。この中で、川西町は令和4年度に保険税率の見直しを行うとしているため、これに向けて検討を進めているところでございます。基金につきましては、以前からも申し上げており、県から示される標準保険料率を参考とし、本町では、都道府県単位化となった平成30年度に保険料率の見直しを実施し、それ以降は据え置いている状況です。この据え置きによって、県に支払う事業納付金が不足となる場合に、その費用を財政調整基金で補う予定です。また、令和6年度以降において何らかの事由で収納不足が生じた場合などに必要な財源であると考えています。

また、今年度より開始した無受診世帯に表彰金を支給する健康優良世帯表彰事業や、保健事業にも町の持ち出し分がありますので、今後、基金活用の可能性があることを申し添えます。

個人事業主に対しての新型コロナウイルス感染症支援対策につきましては、県の融資制度である新型コロナウイルス感染症対応資金などを活用いただければと考えますので、検討していません。

また、以前も申し上げたとおり、奈良県内の市町村で独自の制度として手当てを実施しているところはないことを申し添えます。

次に、後期高齢者医療保険特別会計についてお答えいたします。

議員も御承知のとおり、後期高齢者医療保険料は、各都道府県の後期高齢者医療広域連合長が決定するものとなっております。保険料の減免についても、奈良県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例の定めるところにより、広域連合長が決定することになりますので、町としては、後期高齢者医療保険料の減免を決定する権限はございません。

そこで、今回、芝議員御質問の住民税非課税の免除については、1市町村だけが独自に講じる問題ではないと考えておりますので、町としましても何らかの策を講じる考えはございません。

続きまして、条例関係の国民健康保険税条例についての御質問にお答えいたします。

令和6年度の保険料率の統一化までに減免基準についても県内市町村で統一化が図られることは、以前からも申し上げております。県統一化を進める中で、本町のみ独自で減免を実施することは、統一の主たる目的である公平性に逆行するため、考えていないのが現状でございます。

以上です。

議長（福西広理君） 栗林長寿介護課長補佐。

長寿介護課長補佐（栗林美子君）　　続きまして、長寿介護課所管の介護保険特別会計と、条例関係では介護保険条例についてお答えいたします。

介護保険特別会計予算についてですが、今回、国の介護保険法施行規則の一部改正では、総合事業の介護予防・日常生活支援サービス事業のうち補助事業のサービスについて、要支援のときに利用していた場合に、要介護となっても継続的な利用が可能となりました。しかしながら、本町の介護予防・日常生活支援サービス事業には補助事業に該当するサービスがございません。補助事業のサービスは住民主体のサービスとなっておりまして、高齢者一人一人が地域とのつながりを継続し、地域で暮らし続けていくことができるようにするものだと考えております。

このように、補助事業による住民主体のサービスであるため、地域の人たちがつながる場や地域課題に住民の皆様が気づく機会を提供していき、住民主体のサービスが生まれる土壌づくりの取組を進めてまいります。

次に、介護保険条例についての御質問にお答えします。

第1号被保険者の保険料は、介護保険事業計画の介護サービス計画に基づいて3年ごとに見直しが行われ、第8期介護保険事業計画を策定いたしました。本町は、全国と同様に、少子高齢化による2025年問題、2040年問題を控え、介護ニーズの高まりと利用者の増加傾向があり、介護給付費の増加が見込まれています。第8期計画では、令和3年度から令和5年度までの介護保険事業費標準給付費の見込みは、前期に比べ約9%増の約26億1,000万円で、その2分の1は保険料、残りの2分の1は国・県・町が負担します。被保険者の保険料については、65歳以上の第1号被保険者が23%を、40から64歳の第2号被保険者が27%をそれぞれ負担していただくこととなっております。

保険料負担段階については、国の標準段階区分は9段階に設定されており、本町も国と同様に第1段階から第9段階までとし、保険料率を決定しております。また、低所得者の保険料軽減強化策として、保険料段階第1から第3段階である町民税非課税世帯に属する人の年間保険料を減額する措置が取られておりますので、国に準じて実施してまいります。

保険料の抑制につきましては、これまで第1号被保険者に御負担いただき積み立てておりました準備基金を活用することで、保険料の上昇の抑制をしております。

以上です。

議　長（福西広理君）　　芝議員。

12番議員（芝　和也君）　　るる御答弁をいただきました。順番に重ねてお尋ねをいたします。

まず、病児保育でありますけれども、国保病院での設置の考えは、今のところその意向は持っていないということでありました。いずれにしましても、先ほど理事から答えていただきましたように、実施市町村の取組のところに川西町も入れてもらって、そこで取り組むという内容になりますので、どこかやってはるところへ入れてもらうという話になってくるかと思えます。長年、川西町でも病児保育の取組を求めていましたけれども、ようやく2年度から実施ということになって、制度としては始まったところで、

なかなか喜ばしいところでありますけれども、場所が香芝市ということに結果としてなってしまったわけであります。結局、病院でないこの取組はできませんので、せっかく自治体病院としてあるわけでありますので、その活用は、やっぱりそこはそこでしっかり4町でも協議しながら——国保病院の4町は、病児保育についてはうちと同じやり方で、実施してはるところはどこかで受け入れてもらってやっているということになりますので、これは病院を持っているところの強みを生かした取組というのは当然必要かと思えます。ここは大いにもんでいってもらいたいと思えますので、その辺の考え方、方策について重ねて聞いておきたいと思えます。

それから、学童保育の問題です。

教育現場では、教室の活用について少人数学級の話もしておりますので、その辺はバランスの問題でなかなか難しいところで、今はうまいこと使うてはらへんときに、特に日中は学校が使いますけれども、学童保育の時間は使わへんときがあるから、その辺うまくバランスを取りながらということで、一生懸命やってもらっているとは思えます。ただ、いずれにしてもそういう苦労をしながら学童の要望に応えようということでありますので、町としては、どの施設を使うかは分かりませんが、学童保育所は学童保育所のできる限りの増築もし、そして受入れについては、それで足らず前が出たときは、現行の様々な施設がありますけれども、その施設を使って求めには応じるという、この基本姿勢を貫いて、学校を使うかどこを使うかというのはそのときのケース・バイ・ケースやと思えますけれども、調整を取りながら運営していくということで、学童の需要と供給のバランスはきちんと取っていく、その体制は維持するということなのか、この基本的なところを聞いておきたいと思えます。

それから、コンポストの話であります。援助の内容を変えたし、売ってはるところが、そもそも電動はともかく非電動は町内にはもうあれへんで、それで今般オープンにしたということでもありますから、それはそれで大いに結構な話だと思います。

ただ、ネットで買うか、よそのホームセンターで買うか、どこで買うか、それはそれぞれ買わはる人の話でありますので、自由に選んでもらったらいと思えますけれども、町内で買わはった方については、もともと町内限定ということで指定してやっていたのは、その地域の業者を育てていくという自治体ならではの観点が働いてのことでの指定ということになってくるかと思えます。その辺では、町内で買わはるのと町外で買わはるのとで傾斜が必要ではないかと思うんですけれども、今はそこを平準化して、どこで買おうが、ネットで買おうが何で買おうがみんな一緒ということに切り替えたということなんですけれども、補助は補助できちんとしたらいいと思えますし、一定の傾斜が必要ではないかと思えます。この辺、町長に重ねてお伺いします。

それから、国保会計についてであります。

保険料のほうは、納付金の不足分の補填等々、その辺は活用していくということでありますので、加入者がためられたものでありますので、それはそれできちんと使ってもらえたらというふうに思えます。

ただ、事業主の傷病手当ですけれども、これは国保の制度以外の制度を活用して、そ

れでという話でありますけれども、それは、いわゆる傷病手当の補填ということではなかなか実施されているものではないので、傷病手当がないから、ある制度をどなか活用してという話になってのことかと思えます。ですから、実際、国保の傷病手当についても、県内ではまだありませんけれども、市町村で被用者と同じように事業主に対しても傷病手当をやっているという自治体は出てきているわけでありますので、加入して医療保険の傷病手当の制度が国保の事業主だけないというのは、制度としていかなものかと思えますので、そこは制度化されるまでは市町村が補完するしか手だてはないかと思うんです。その辺、市町村の取組はあってしかるべきではないかと思うんですが、町長はいかがお考えでしょうか。重ねて伺いをいたします。

それから、後期高齢者医療保険でありますけれども、減免の規定は当然そこで決まっていますので、現行の減免制度ということになるんですけれども、ただ、町長とこの議論をしますと、住民税非課税の方に対する保険税の賦課ということになりますと、税と保険は違うということで、それは確かに違うんですけれども、ただ、住民税非課税の皆さんも自治体サービスは課税・非課税関係なく同様に受けられるのが自治体の取組でありますので、そういう点で言えば、これは保険の面でも税と同じではないかと思えます。住民税が非課税ということになるわけでありますので、何らかの軽減対応は当然必要ではないかと思うんですけれども、ここは議論が平行線で、問いもこれまでと重なりますが、改めてその点、考え方として町長はどう考えるか、その辺をお示しいただけたらと思えます。

介護保険についてであります。これは、該当事業が移行する分はそもそも住民サービスのやっがないということでしたので、それは住民主体サービスの土壌づくりをしていくということでありましたので、またできてからの話になるかと思えます。

国保税条例は、結局県単一化になりますので、合わせていくということでも進めていくのはそういうことなんですけれども、町長自身、課税権限者で残るわけですので、今は町長が課税するので竹村さん、それから天理ですと天理市長、郡山ですと郡山市長というふうに、それぞれ市町村長さんが課税権限者ですが、単一化になったら県全体でどこも同じようになりますけれども、それでも課税権限者として町長が残ることになります。その課税権限者は、それぞれの事情に応じて地域で融通を利かせながらこれまで取り組んできたところ。ところが、今度はその融通が利かん状態になったけど、課税権限者として残っているというのが今の仕組みです。ですから、今いろいろ融通を利かしてる、その融通にみんな合わせていくということになるならば、それはそれでいろんなメリットはあると思うんですけれども、やったことをしたらあかんよということですぼめられていって、税率も減免の規定もみんな決まってくるということに変わっていかうとしている、そこら辺について、課税権限者がこれまで生かしてきた権能が生かされへんのと違うかと、こう考えるんですけれども、そういうことに対する町長の思いがありましたら、お聞かせいただけたらと存じます。

介護保険条例についてであります。

介護保険料が上がってきているということは、町長もよく認識されているところです。

今の仕組みからいって、これを緩和しようと思ったら、結局、国基準に合わせて9段階というのが本町の現在までの段階設定ですけれども、これを多段階化して累進度を上げるといふ手しか、当座緩和するということではすべがないかなというふうに思います。今、1段階と9段階ですと、大体3倍ぐらいですかね。月額で3,000円ぐらいと、一番高いのが月額で9,500円ぐらいになりますので、3倍ちょっとの差がついてるということですが、これを所得階層に変えますと、3倍ではとどまらないと思うんです。

だから、その辺、全部を埋めるということではできませんけれども、負担の割合もできるだけ公平にいこうと思えば、消費税なんかは負担率が一緒ですので、所得が少なければ少ないほど負担率が高くなりますけれども、今は9段階ですけれども、累進的に段階を設定しているというのは、負担の公平性ということで、ある人からは応分の負担を、ない人はそれなりの負担率を軽減ということで今示されているわけですので、基本的な仕組みは同じですから、これを大いに活用して、累進度合いというんですか、累進を強めて多段階化にしていって軽減策を取っていくべきではないかと。ほかのすべがまたできてきたら別ですけれども、現在はそういう手しか——右肩上がりですべて上がっていきますから、次の9期目はこの調子でいけばさらに絶対上がりますから、それらを含めて、その辺、町としては手を打つべきだと思います。いかがお考えか、お尋ねをいたします。

議 長（福西広理君） 竹村町長。

町 長（竹村匡正君） ありがとうございます。病児保育につきまして、場所が遠いので、近くの国保病院でできないかと。せっかく4町で構成している、いわば自治体病院なので、そこでできないのかというようなお話でございますが、今現在、構成団体である4町ともに、ほかの施設で病児対応型保育を契約して対応しているのが現状でございます。

国保病院でやるとなると、スペースを確保する、また、それに合わせた修繕費用もかかってくる、また医師・看護師の確保が必要であると。病児保育の利用自体が、病気にならないと利用しませんので、利用しないときはコストばかりかかってしまうというような状況になってきます。現在、4町ともにほかの病院と提携して対応していることから、現状のままでよいと、国保病院でやる意向はないと、先ほど理事が申したとおりでございます。

次に、学童保育につきまして、住民の皆様方、保護者の皆さんから希望があれば、それに応じて対応していくのかどうかという基本姿勢についての問いでございます。

極力保護者の皆様方の希望に応じて対応してまいりたいとは思っておりますが、やはり受入れ能力、キャパシティの問題がございます。また、高学年になりますと、児童自身が学童保育をなかなか利用したくないという面もございますので、ぜひ御家庭の中でも検討していただきたいと思うんですが、基本姿勢につきましては、極力受け入れていきたいということでこれまで対応してきたつもりでございますし、引き続き対応してまいりたいと考えております。

次に、コンポストの件でございます。

議員がおっしゃるには、町内企業の育成の観点から、町内企業が電動を取り扱ってい

るのであれば、何がしかの傾斜をつけるとかいうような対応はできないかということですが、住民保険課長からもあったとおり、他の自治体においても助成額に差を設けているところもなく、やはり一定の競争性が必要なのかなと考えておりますので、当初の提案どおり、町内外の企業同一の条件下で対応させていただきたいと考えております。

次に、国保特会の傷病手当の件での御質問だと思いますが、事業主が除かれているというのは、そもそも被用者、雇用されている立場の方が非常に弱い立場にございます。例えばコロナにかかったときに給与を一方向的に減額されたりとか、もしくは解雇されてしまう、そういった可能性に対しまして、給与に対する所得補償という考え方に基づいて国が対応しているわけでございまして、事業者の場合は自分で経営しているわけでございますので、また違うと思っております。なかなか厳しい状況ではございますが、民間でもそういった保険もあると思いますし、また、事業をされていると、保険料につきましても経費で落とせるのではないかと考えておりますし、こちらにつきましては、国の対応を見守っていきたいと考えておる次第でございます。

次の国保、高齢者医療特会につきまして、住民税非課税者に対しての減免措置ができないかということが、その問いの先にあるものだと思っておるんですが、これも以前から申しておりますとおり、税と保険とは別と考えておりますし、一定の国の制度もございますので、そこに乗っかっていただきたい、それに対応していきたいと思っております。国で精密に作られた制度でございますので、こういった制度につきましては国で対応するのが本筋ではないかなと考えております。

その次の国民健康保険条例の件で、市町村長が課税権限者なので、今後統一されるけども、減免については各市町村が権限を持っているので、対応できるのではないかというお話であったと思うんですが、そもそも国保事業につきまして県単位化を進められているのは、奈良県においてどこに住んでいても、同じ家族構成、同じ所得状況であれば、同じ保険料を支払っていきますよという形で、それに賛同して県単位化に各市町村が行っておるわけでございまして、減免制度につきましても、やはりどこの市町村にいても同じ対応がなされるということが必要なのかなと思っておりますので、川西町独自で減免対応することはございません。しない方針でございます。

最後の介護保険につきまして、当初から保険料も膨らんできており、いわゆる低所得者の方は保険料負担が大きくなる。そこで、今、9つの段階で保険料が設定されておるけれども、一番上の段階でさらに階層化して、累進性を強化してはどうかというような御提案でございます。そしてまた、金額は3倍とはなるけれども、金額自体が所得に比すればそこでもないというふうな向きのお話であったかと思うんですが、所得が多いことをもって本来の基準額から大幅に賦課するのは、そもそもみんな支え合う保険という制度からして、いかがなものかなと思いますし、一方で、より所得の低い方々からの保険料を取らずに所得の高い方から取るというのは、同じサービスを受けるに当たってはいかがなものかなと思っております。保険制度を使っただいてサービスを受けていただくのが本筋ではあるんですが、一方で、無駄にという言い方は失礼かもしれませ

んが、より必要性が薄いサービスまで受けられることによって全体の保険給付額が増えるというのも、全ての人に保険料を賦課することによって抑制されていくという面もございますので、ここは先ほどの国保会計とも同じでございますが、国が精緻に制度を設計しておりますので、国の制度に準じて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（福西広理君） これをもちまして総括質疑を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午前11時41分 散会）

議 事 日 程

總 務 建 設 經 濟 委 員 会

厚 生 委 員 会

総務建設経済委員会議事日程

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|----|--------|-------|-------------------------------|-------|--|--|--|--|----|---|---------|---------|----|
| 令和3年3月10日(水) | | | | | | | | | | 9 | 時 | 00 | 分 | 開議 |
| | | | | | | | | | | 12 | 時 | 00 | 分 | 休憩 |
| | | | | | | | | | | 13 | 時 | 00 | 分 | 再開 |
| | | | | | | | | | | 14 | 時 | 46 | 分 | 閉会 |
| 日程第1 | | 議案第3号 | | 令和3年度川西町一般会計予算について | | | | | | | | | | |
| | 歳出 | 款1 | 議会費 | | | | | | | | | | P31~P32 | |
| | | 款2 | 総務費 | | | | | | | | | | P32~P44 | |
| | | 款5 | 農商工業費 | | | | | | | | | | P61~P64 | |
| | | 款6 | 土木費 | | | | | | | | | | P65~P71 | |
| | | 款7 | 消防費 | | | | | | | | | | P71~P73 | |
| | | 款8 | 教育費 | | | | | | | | | | P73~P88 | |
| | | 款9 | 公債費 | | | | | | | | | | P89 | |
| | | 款10 | 諸支出金 | | | | | | | | | | P89 | |
| | | 款11 | 予備費 | | | | | | | | | | P89 | |
| | 歳入 | 上記関係歳入 | | | | | | | | | | | P14~P30 | |
| 日程第2 | | 議案第8号 | | 令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について | | | | | | | | | | |
| 日程第3 | | 議案第9号 | | 令和3年度川西町水道事業会計予算について | | | | | | | | | | |
| 日程第4 | | 議案第10号 | | 令和3年度川西町下水道事業会計予算について | | | | | | | | | | |
| 日程第5 | | 議案第11号 | | 令和2年度川西町一般会計補正予算について | | | | | | | | | | |
| | 歳出 | 款1 | 議会費 | 項1 | 議会費 | | | | | | | P 15 | | |
| | | 款2 | 総務費 | 項1 | 総務管理費 | | | | | | | P15~P10 | | |
| | | 款5 | 農商工業費 | 項2 | 商工費 | | | | | | | P18 | | |
| | | 款6 | 土木費 | 項1 | 土木管理費 | | | | | | | P18~P19 | | |
| | | | | 項2 | 道路橋梁費 | | | | | | | P19 | | |
| | | | | 項3 | 都市計画費 | | | | | | | P19~P20 | | |

| | | | | | | |
|-------|--------|--|----|-------|--|---------|
| | 款7 | 消防費 | 項1 | 消防費 | | P20 |
| | 款8 | 教育費 | 項2 | 小学校費 | | P20 |
| | | | 項5 | 幼稚園費 | | P20～P21 |
| | | | 項6 | 社会教育費 | | P21 |
| | | | 項7 | 保健体育費 | | P21～P22 |
| 歳入 | 上記関係歳入 | | | | | P10～P14 |
| 日程第6 | 議案第15号 | 令和2年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について | | | | |
| 日程第7 | 議案第16号 | 令和2年度川西町水道事業会計補正予算について | | | | |
| 収益的収入 | 款1 | 水道事業収益 | 項2 | 営業外収益 | | P2 |
| 収益的支出 | 款1 | 水道事業費用 | 項1 | 営業費用 | | P2 |
| | | | 項2 | 営業外費用 | | P2 |
| 日程第8 | 議案第17号 | 令和2年度川西町下水道事業会計補正予算について | | | | |
| 資本的収入 | 款1 | 資本的収入 | 項1 | 企業費 | | P2 |
| | | | 項2 | 負担金 | | P2 |
| | | | 項3 | 補助金 | | P2 |
| 資本的支出 | 款1 | 資本的支出 | 項1 | 建設改良費 | | P3 |
| 日程第9 | 議案第18号 | 川西町被災者住宅再建支援条例の制定について | | | | |
| 日程第10 | 議案第19号 | 川西町道路附属物自動車駐車場に関する条例の制定について | | | | |
| 日程第11 | 議案第20号 | 川西町道路附属物自転車駐車場に関する条例の制定について | | | | |
| 日程第12 | 議案第21号 | 固定資産評価審査委員会条例及び職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について | | | | |
| 日程第13 | 議案第22号 | 川西町附属機関設置条例の一部改正について | | | | |
| 日程第14 | 議案第33号 | 川西町体育施設の指定管理者の指定について | | | | |
| 日程第15 | 議案第34号 | 川西町道路線の認定について | | | | |
| 日程第16 | 議案第35号 | 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同規約の変更について | | | | |

出席委員

委員長 安井 知子 副委員長 福山 臣尾
委員 芝 和也 委員 中嶋 正澄
委員 伊藤 彰夫
議長 福西 広理 副議長 弓仲 利博

説明のために出席した者

町長 竹村 匡正
副町長 森田 政美
総務特別参事 江畑 幸男
総務課長 石田 知孝
総合政策課長 喜多 勲
税務・債権管理課長 西川 直明
事業課長 山口 尚亮
事業課結崎駅周辺整備事業室 松下 正嗣

教育長 橋本 宗和
教委事務局長 吉岡 秀樹
事務局主幹 深澤 達彦

会計管理者 福本 誠治

職務のために出席した者

議会事務局長 中川 辰也
議会事務局主事 安井 洋次

欠席委員及び職員

厚生委員会議事日程

| | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--------|--------|----------------------------------|--|----|-----------|--|-----|-------------------------|-----|-----|---------|
| 令和3年3月12日(金) | | | | | | | | | | 9時 | 00分 | 開議 |
| | | | | | | | | | | 10時 | 51分 | 閉会 |
| 日程第1 | 議案第3号 | | 令和3年度川西町一般会計予算について | | | | | | | | | |
| | 歳出 | 款2 | 総務費 | | 項3 | 戸籍住民基本台帳費 | | | | | | P41 |
| | | 款3 | 民生費 | | | | | | | | | P45～P56 |
| | | 款4 | 衛生費 | | 項1 | 保健衛生費 | | | | | | P56～P15 |
| | | | | | 項2 | 清掃費 | | | | | | P15 |
| | 歳入 | 上記関係歳入 | | | | | | | | | | P14～P30 |
| 日程第2 | 議案第4号 | | 令和3年度川西町国民健康保険特別会計予算について | | | | | | | | | |
| 日程第3 | 議案第5号 | | 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計予算について | | | | | | | | | |
| 日程第4 | 議案第6号 | | 令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について | | | | | | | | | |
| 日程第5 | 議案第7号 | | 令和3年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について | | | | | | | | | |
| 日程第6 | 議案第11号 | | 令和2年度川西町一般会計予補正算について | | | | | | | | | |
| | 歳出 | 款2 | 総務費 | | 項1 | 総務管理費 | | 目13 | 新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業費 | | | P16 |
| | | | | | 項3 | 戸籍住民基本台帳費 | | | | | | P16 |
| | | 款3 | 民生費 | | 項1 | 社会福祉総務費 | | | | | | P16～P17 |
| | | | | | 項2 | 児童措置費 | | | | | | P17 |
| | | | | | 項3 | 人権施策費 | | | | | | P17～P18 |
| | | 款4 | 衛生費 | | 項1 | 保健衛生費 | | | | | | P18 |
| | | | | | 項2 | 清掃費 | | | | | | P18 |
| | 歳入 | 上記関係歳入 | | | | | | | | | | P10～P14 |
| 日程第7 | 議案第12号 | | 令和2年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について | | | | | | | | | |
| 日程第8 | 議案第13号 | | 令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について | | | | | | | | | |

- 日程第9 議案第14号 令和2年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第23号 川西町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第11 議案第24号 川西町特別会計条例の一部改正について
- 日程第12 議案第25号 川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第13 議案第26号 川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正について
- 日程第14 議案第27号 川西町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第28号 川西町介護保険条例の一部改正について
- 日程第16 議案第29号 川西町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第30号 川西町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第31号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第19 議案第32号 川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設置及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

出席委員

| | | | | |
|----|-------|----|-------|-------|
| | | | 副委員長 | 松村 定則 |
| 委員 | 石田 三郎 | 委員 | 福西 広理 | |
| 委員 | 堀 格 | 委員 | 弓仲 利博 | |

説明のために出席した者

| | | | | |
|-----------|-------|--|--|--|
| 町長 | 竹村 匡正 | | | |
| 副町長 | 森田 政美 | | | |
| 総務特別参事 | 江畑 幸男 | | | |
| 総務課長 | 石田 知孝 | | | |
| 子育て支援担当理事 | 奥 隆至 | | | |
| 住民保険課長 | 大西 成弘 | | | |
| 長寿介護課長 | 岡田 充弘 | | | |
| 会計管理者 | 福本 誠治 | | | |

職務のために出席した者

| | | | | |
|---------|-------|--|--|--|
| 議会事務局長 | 中川 辰也 | | | |
| 議会事務局主事 | 安井 洋次 | | | |

欠席委員及び職員

| | | | | |
|-----|-------|--|--|--|
| 委員長 | 寺澤 秀和 | | | |
|-----|-------|--|--|--|

令和 3 年川西町議会
第 1 回定例会会議録

(第 3 号)

令和 3 年 3 月 19 日

令和3年川西町議会第1回定例会会議録（再開）

| | | |
|--------------------------------|--|-----------|
| 招集年月日 | 令和3年3月19日 | |
| 招集の場所 | 川西町役場議場 | |
| 開 会 | 令和3年3月19日 午後2時 宣告 | |
| 出席議員 | 2番 弓仲 利博 3番 福山 臣尾 4番 堀 格 5番 松村 定則 6番 安井 知子 7番 福西 広理 8番 伊藤 彰夫 9番 石田 三郎 10番 寺澤 秀和 11番 中嶋 正澄 12番 芝 和也 | |
| 欠席議員 | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 町長 竹村 匡正 副町長 森田 政美 教育長 橋本 宗和 総務特別参事 江畑 幸男 子育て支援担当理事 奥 隆至 会計管理者 福本 誠治 総務課長 石田 知孝 総合政策課長 喜多 勲 税務課長 西川 直明 住民保険課長 大西 成弘 長寿介護課長 岡田 充浩 教委事務局長 吉岡 秀樹 事業課長 山口 尚亮 事業課結崎駅周辺整備事業室長 松下 正嗣 | |
| | 監査委員 出席なし | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 中川 辰也 モニター係 安井 洋次 | |
| 本日の会議に付した事件 | 別紙議事日程に同じ | |
| 会議録署名議員の氏名 | 議長は会議録署名議員に次の2人を指名した | |
| | 3番 福山 臣尾 議員 | 4番 堀 格 議員 |

(午後2時00分 再開)

議長（福西広理君） 皆様、こんにちは。これより令和3年川西町議会第1回定例会を再開いたします。

本日におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る8日の定例会において上程され、各委員会に付託されました、議案第3号、令和3年度川西町一般会計予算についてより、議案第35号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についてまでの議案33件に対する審査の経過並びに結果について、委員長の報告を順次求めます。

総務建設経済委員長 安井知子議員。

総務・建設経済委員長（安井知子君） 議長の御指名をいただきましたので、総務建設経済委員会を代表いたしまして、委員長報告をいたします。

去る、令和3年3月8日の本会議におきまして、総務建設経済委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果の概要につきまして御報告申し上げます。

当委員会は、3月10日に委員会を開催し、付託されました議案16件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、議案第3号、令和3年度一般会計予算についてのうち、当委員会所管分についてであります。

歳入につきましては、質疑はありませんでした。

次に、歳出につきましては各款ごとに審査しましたので、款ごとの報告といたします。

総務費では、南都銀行派出所手数料及び窓口時間の短縮について、庁舎のLED化について、地域公共交通対策について、新型コロナウイルス感染症対策における消費喚起対策及び感染症対策協力金について、保田樋門のカメラ移設について、新防災無線の普及率についてのほか、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

農商工業費では、稲作病害虫等対策等作付支援補助金について、大和平野賦課金について、土地改良施設適正化事業について、地域マーケットの取組について、太子道の舗装整備についてのほか、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

また、農商工業費における要望事項として、「一 水稻共済への加入について、周知を図ること」、「一 新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の活用を検討すること」の2点について、各委員より要望がありました。

土木費では、環境整備分筆登記事業について、道路整備事業について、道路新設改良費について、大和平野中央プロジェクト事業の状況について、既存木造住宅の耐震診断及び改修補助について、駅前駐車場運営管理委託料について、公営住宅の退去に伴う修繕費及び空き家となっている住宅の取扱いについてのほか、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

また、土木費における要望事項として、「一 太子道について、整備目的等が残る方法を検討すること」、「一 道路舗装工事の優先順を開示できるようにすること」、「一 道結崎9号線の道路改良について予算の節減に努めること」の3点について、各委員より要望がありました。

消防費では、ハザードマップについて、消防団員の資格について、浸水対策について、住民の防災意識の向上についてのほか、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

教育費では、給食費の減免について、小学校における学級定員について、G I G A スクール構想で配備したパソコンの管理・運用方法について、能楽の開催頻度について、島の山古墳整備事業についてのほか、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

また、教育費の要望事項として、「一 式下中学校における給食費の減免について検討すること」について、委員より要望がありました。

公債費、諸支出金は、質疑はありませんでした。

予備費では、予備費の考え方について委員より質疑があり、詳細な説明を受けました。

以上、各分野にわたり厳正な審査の後、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、住宅新築資金等貸付金の回収状況についてのほか、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、令和3年度川西町水道事業会計予算については、旧浄水場除却について、磯城郡広域水道事業について、新型コロナウイルス対策における水道基本料金減免の延長について、水道事業に対する一般財源の投入についてのほか、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、令和3年度川西町下水道事業会計予算については、下水道ストックマネジメント計画についてのほか、委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、令和2年度川西町一般会計補正予算についてのうち、当委員会所管分についてであります。

歳出では、未使用の給食材料費について、日常の給食残飯の活用方法についてのほか、委員より質疑がありました。

また、歳入ほかでは、財政状況について、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金についてのほか、委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、令和2年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算に

ついて及び議案第16号、令和2年度川西町水道事業会計補正予算については、質疑もなく、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号、令和2年度川西町下水道事業会計補正予算についてでは、マンホール蓋改築計画及び改築工事についてのほか、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号、川西町被災者住宅再建支援条例の制定については、交付基準と国の支援金を受けた場合との関係性について、委員より質疑があり、詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号、川西町道路附属物自動車駐車場に関する条例の制定については、自動車駐車場に設置する機器の選択理由について、駐車料金の設定根拠について委員より質疑があり、詳細な説明を受けました。その後、委員より修正案が提出されたので、提案説明を受けた後、修正案より採決した結果、全員一致で、修正案が可決されたので、本案については、修正すべきものと決しました。

次に、議案第20号、川西町道路附属物自転車駐車場に関する条例の制定については、駐車料金の設定についてのほか、委員より質疑があり、詳細な説明を受けました。その後、委員より修正案が提出されたので、提案説明を受けた後、修正案より採決した結果、賛成少数で修正案が否決され、続いて、原案につきましても、賛成少数で否決となったので、本案については、否決すべきものと決しました。

次に、議案第21号、固定資産評価審査委員会条例及び職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、議案第22号、川西町附属機関設置条例の一部改正について、議案第33号、川西町体育施設の指定管理者の指定について、議案第34号、川西町道路線の認定について及び議案第35号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更については、質疑もなく、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、付託を受けました議案の審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんことを望みまして、総務建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（福西広理君）　　続きまして、厚生委員長 寺澤秀和議員。

厚生委員長（寺澤秀和君）　　議長の御指名をいただきましたので、厚生委員会を代表いたしまして委員長報告をいたします。

去る令和3年3月8日の本会議におきまして当委員会に付託されました議案の審査の経過と結果の概要につきまして御報告申し上げます。

当委員会は、3月12日に委員会を開催し、付託されました議案19件につきまして、

理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、議案第3号、令和3年度川西町一般会計予算についてのうち、当委員会所管分についてであります。

歳入につきましては、質疑はありませんでした。

次に、歳出ですが、各款ごとに審査しましたので、款ごとの報告といたします。

総務費では、マイナンバーカードの普及率についてのほか、委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。また、マイナンバーカードの利便性を図るためにも、コンビニ交付の導入を検討願いたいと、委員より要望がありました。

民生費では、ぬくもりの郷デイサービス・グループホームにおいて、備品購入等が行われた場合の指定管理者との経費負担等の取り決めについて、委員より質疑があり、詳細な説明を受けました。

次に、児童措置費では、保育委託費が前年度より増額になった理由について、学童保育所の実績と今後の見通しについて、学童保育所の増築に係る設計及び工事費の見込みについてのほか、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

衛生費では、予防接種委託料が前年度より増額になった理由について、肺炎球菌ワクチンの接種率と助成制度について、子育て支援アプリ（母子モ）登録者数について、幹線道路沿いにあるごみ集積場所への通りすがりの投棄のほか、委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

以上、各分野にわたり厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号、令和3年度川西町国民健康保険特別会計予算について及び議案第5号、令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計予算については、質疑もなく、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算については、地域密着型認知症グループホームの今後の整備方針について、地域包括支援センターの町直営化による課題とメリットについてのほか、委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、地域密着型認知症グループホーム整備において、整備途中での中止は、町の負担はないとはいえ、担当職員への労力負担はかかっている。今後、同様の事業を進めるに当たっては、事業所の選定を慎重に審査し、このようなことにならないよう努めてもらいたいと、委員より要望がありました。

次に、議案第7号、令和3年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算については、地域包括ケアシステム導入・構築業務について、委員より質疑があり、詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、令和2年度川西町一般会計補正予算についてのうち、当委員会所管分についてであります。

歳出では、学童保育所委託料の減額理由について、磯城休日応急診療所負担金の増額について、委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、令和2年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第13号、令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第14号、令和2年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、議案第23号、川西町国民健康保険税条例の一部改正について及び議案第24号、川西町特別会計条例の一部改正については、質疑もなく、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、みなし支援員の期間延長についてのほか、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号、川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正について、議案第27号、川西町国民健康保険条例の一部改正について及び議案第28号、川西町介護条例の一部改正については、質疑もなく、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、川西町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第30号、川西町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第31号、川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議案第32号、川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設置及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、業務継続計画の策定等と地域住民との連携について、委員より質疑があり、詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、避難訓練の際には、過去に被災された高齢者施設に鑑み、地域住民との連携は重要であるので、自主防災会等を交えた訓練を進めてもらいたいと、委員より要望がありました。

以上が、付託を受けました議案の審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員長報告とさせていただきます。

何とぞ議員各位の御賛同を賜りますようお願いいたします。

議 長（福西広理君） 以上で各委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(福西広理君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

12番 芝議員。

12番議員(芝 和也君) 12番 芝 和也です。それでは、ただいま総務建設経済委員会及び厚生委員会の両常任委員長から報告のありました、令和3年度川西町一般会計予算についてより、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合同約の変更についてまでの33議案に対する討論を行います。

態度表明であります。令和3年度の一般会計、国保会計、後期高齢者医療保険、介護保険事業勘定、水道事業の各予算案5本と、川西町道路附属物自動車駐車場に関する条例、川西町道路附属物自転車駐車場に関する条例の条例制定2本及び介護保険条例の一部改正についての条例改正1本の8議案については、反対するものであります。

まず、令和3年度の一般会計予算についてであります。財政指標が示す本町の財政体力は十分に維持し、備えている状況にある今日、駅前と工業団地の両整備事業を進めるとともに、橋の長寿命化にもめどをつけ、町内道路の整備など各種社会資本整備を手がけ、町の発展と将来構想を見据えた進展が期待されるところであります。新年度におきましてもコロナ対応の取組が引き続き求められていることには変わりはありません。とりわけ、感染拡大の抑制策が一層求められる問題です。コロナに起因する経済対応に関する取組は相当長期にわたって続くことが予想される問題であり、取り組むべき課題も山積してきており、自治体の今日的な大きな役割になってきていることは、町長を初め、皆さん共通の認識と存じます。

この点で、ワクチンは国の取組を全国の市町村がこなすような形になっていることは否めませんが、これはこれとして、コロナ対応としましては、新たな地域振興券や給食の無償化の延長で1学期をカバーする形になってはいますが、加えて、コロナ起因の減収世帯に対する補填策を昨年実施できていない非正規を中心に、ひとり親家庭への対応と同様の手だてが届くよう取り組むべきと考える次第であります。

また、給食無償化や中学校の制服支給に関しては、コロナに関わらず、従前から子育て世帯の支援策としてその取組を求め、議論を重ねている問題であることは承知のとおりであります。これらの手だては、今日の景気状況、就労状況や労働環境の状況等々から起因する社会の大きな求めでありまして、決して看過できる問題ではありません。自治体としましては、この辺の充足が必要と考えます。

また、災害対応におきましても、今般の条例制定により復興への手だてが講じられることとなったことは大いに歓迎するところであります。本町の立地から来る、避難所も含め水没のリスクが非常に高いことから、他地域にはない避難所対応が求められている問題で、広域連携を含め、特別の対応策の用意が必要と存じます。また、従前から議論を重ねているブロック塀の撤去や補強策、住宅リフォームや太陽光パネルの設置補

助等の取組におきましても、災害被災時における側面的な支援には十分に効果を発揮するものと考えます。設備の有無で明暗が分かれることも往々にして生じることに繋がります。この辺の取組も引き続き求めるものであります。

ネウボラの取組など子育て支援に関しては、先進的な取組に加え、懸案の病児保育も昨年からは始まり、その進展を見てきているところでありますので、医療費助成についても、本町を初め全県的に義務教育終了までがその対象となってきたことから、親の経済力に関係なく、国保証を渡している18歳までをその対象に引き上げることを引き続き求めるものであります。

また、高等教育への学資の手だての問題でも、その手だてを講じるべく議論を重ねていますが、兄弟そろって私学の大学に通う場合等について、町長も父親として自らこの問題を体現されているところであります。奨学金の問題にしても、現状は奨学金という名前の学生ローンにほかなりませんので、社会人として出発する時点で既に数百万単位で借金を抱えてのスタートとならざるを得ませんし、所得の多い家庭ですと、そもそもこのローンも活用できない状況にある旨、町長も私との会話の中で以前お述べでありましたように、制度の見直しや充足が求められている問題にほかなりません。既に県下でもこうした問題への支援策に踏み出している自治体も見られますので、本町は本町なりに創意工夫を凝らして、備えた体力を大いに生かし、それにふさわしい取組はまだまだ可能と判断する次第であります。これらの充実に向けた予算の組替えを求めまして、本予算案については反対するものであります。

次に、国保と後期高齢者医療保険の令和3年度の予算についてであります。

国保も後期のように県下一本化として実施すべく、令和6年の統一化に向け、目下過渡期にありますが、その大儀は、国保会計の安定とのことであります。ただ、統一後の保険料率が本町の場合は2割増になるとの試算が示されていますので、質疑を通じまして、来年度引上げの見直しにかかる旨、示されました。議論の渦中にありますが、賦課することは状況がどうであれ可能でありますけれども、問題は、支払い能力がそれについていけるのか否かであります。本町の場合、法定軽減の対象者はおおむね7割程度おられますので、保険料率の引上げは、さらなる負担増として発生することは避けられません。負担能力を超える場合は、新たな滞納の発生にもつながる問題です。いずれにしても、こうした負担を抑えるすべがない限り、この問題は解決を見ませんし、保険料の支払いを求めるほうはしんどいかどうかは分かりませんが、払うほうは厳しさが増すのみにほかなりません。

議論は平行線の域を出ませんが、まずは税法上納税が免除されている非課税者に対して、両保険料においても同様の扱いとなるように、減免・免除等々の手だてを講じることを求めるものであります。

同様に、子どもの均等割の問題であります。これも制度上の大きな矛盾そのものとして、支払い能力が全くない子どもに対しても1人当たり何ぼという均等割がかかる仕組みになっていることから、多子世帯ほどその負担が膨らむこととなり、保育などで実施の多子世帯対応の割引の取組と全く逆行する仕組みがしかれている点であります。

町長は、受益者負担云々とのことで、負担はやむなしとされてきているところでありますが、この議論を重ねる中、地方6団体など各方面での働きかけもありまして、令和4年度からは、子どもの均等割の一部が外れる仕組みが国でしかれるようであります。至極当然の問題と心得ますので、町としての取組を、この均等割の問題、非課税者への保険料免除等の問題の改善を引き続き求める次第であります。

また、国保の傷病手当であります。現在、被用者にのみ適用されていますので、事業主はその対象外という問題が生じております。一口に事業主と言いましても、業種や形態は様々でして、事実上、被用者と同様の働き方でありながら、形態は個人事業主となっている事例も決して少なくありません。この状態を補完すべく歩み出している自治体があるということは、制度の問題ですので、国の制度化を迫りながらも、その間手を差し伸べるのは自治体の務めではありませんか。この点でも先進地に倣って、実情に応じる措置の実施を求めまして、両特別会計につきましても反対するものであります。

次に、6号の介護保険介護事業勘定についてであります。これは、後から出てまいります条例案とリンクするものでありますので、理由はそのときに述べることにいたします。

次に、令和3年度の水道事業予算についてであります。

目下、磯城郡の場合、その先の県全体の統合に向けた取組の渦中に置かれているのが現状ですが、水道事業としての本町の使命は、安全・安価で良質の水道水を安定して供給することが求められており、これに向けて鋭意努力されていることはそのとおりと存じますし、常々敬意を表しているところであります。統合にはメリット、デメリットが当然ついて回ることとなりますので、そこはメリットがあるからこそ、それを選択するという事になるかと存じます。この辺、今となつては、磯城郡統合の評価を出す時間もない状況にならざるを得ない中、磯城郡統合後わずか3年で県統合が始まる事態に至っています。今日、本町水道事業は、配管をして水を仕入れて小売りをするのが主たる取組になっていますので、コストパフォーマンスのみにとらわれてはなりません。事業運営に関してはこのことが大きなウエートを占めていることは間違いありません。この点では、何ぼで仕入れて、経費がこれだけかかり、収入がこれだけで売上げがこうなりましたと分かりやすく示すことを含め、議会と住民に情報をつまびらかに開示し、誰もが判断できる状況が求められておりますので、この点への留意を求める次第であります。

加えて、本会計で積年議論を重ねている他会計からの繰入れの問題であります。コロナ対応で臨時的に基本料金の免除措置が取られたことから、その取組が物理的に可能であることが改めて示されました。どういう仕組みにするかは様々ありますが、ここは、住民サービスは一般行政であれ水道事業であれ同様ですので、本町の運営で行く間は、この点に留意した予算措置を引き続き求めるものであります。

また、県に離れてしまいますと、もうよその水道企業ということになりますから、これらも含め、中身について全くあずかり知らなくなってしまうこともデメリットと言えるのではないかと存じます。

以上を申し添え、本予算案に対しましても反対する次第であります。

次に、条例関係についてであります。まず、19号と20号の自動車駐車場と自転車駐車場に関する条例制定についてであります。

後ほど修正案を提出いたしますが、原案につきましては、自動車駐車場では、料金徴収において区分の変更をし、無料時間終了後は一律に30分ごとに100円とすること、自転車駐車場においては、徴収の起点を、止めてから24時間を毎日午前1時を起点に料金をカウントする仕組みに変えることを求めまして、原案には反対をするものであります。

次に、28号の介護保険条例の改正案についてであります。

これは、次期第8期の保険料改定でありまして、新規保険料は基準階層で月額5,000円から5,604円へと約600円の引上げ改定であります。皆さん御承知のとおり、当該保険料は、見直しのたびに膨らみ、右肩上がりに引き上がってきているのが実情でして、何とかこの傾向を緩やかにするべく、第8期もそうですが、基金の取崩しにより保険料の上昇を避ける努力が行われてまいりましたが、次期第8期の保険料は、介護保険スタート時の第1期の保険料の3.1倍に膨らんできているのが現状であります。

現在、この保険料の所得階層を国基準の9段階で設定し、一番低い第1段階は基準の第5段階の半額に、一番高い第9段階は基準の1.7倍に設定され、累進性が図られているところでありますが、国保や後期でも触れましたように、住民税非課税者であってもこの保険料は賦課され、年金からの天引き方式が採用されていますので、未納は起こりませんが、その天引きは、ほかに優先して介護保険からまず引き落とされる仕組みになっていることは町長も承知のことです。

保険料の抑制についてであります。住民税非課税者の免除措置が法制化されましたら話は別ですが、それまでは受益者負担云々ではなく、非課税者に税同様の措置を講じるように仕組みを構築することは、介護保険でも同様と存じます。別の手だてとしましては、保険料の所得段階の累進性をより拡大するべく、所得段階の多段階化に踏み切ることも可能と心得ます。既に多段階化は少なくない市町村で実施されている取組でありまして、実施自治体の工夫が示されている問題です。町長は、国基準に準じるとのことです。支払い能力に応じた負担はあってしかるべきです。支払い能力を超えた負担は、賦課しても払いようがないというのも避けがたい事実であります。

こうした観点から、介護保険でも保険料の抑制策は避けられません。仕組みをよく掌握し、所得階層の多段階化等の実施も含め、抑制措置を講じることを求め、本条例改定案につきましても反対をするものであります。

以上、反対は8本で、あとの予算案3本、補正予算案7本、条例制定1本、一部改正11本、指定管理者の指定1本、町道認定1本、規約変更1本の都合25本の各議案につきましては、いずれも賛成するものであります。このうち、議案第23号の国保税条例の一部改正について申し上げます。

本条例の改定は、地方税法の改正に伴うもののほか、国保の県単一化に向けて条例の減免規定を統一するための改正となっております。このことで、従前の本町の規定が一部

緩和されることとなりますが、県で国保が一本化されても、課税権限者はそれぞれ市町村長ということでありまして、それぞれの条例で根拠を置くことは引き継がれることとなります。つまり、権限は備えながらも、中身は自由に決めにくくなる側面が今後生じてくることとならざるを得ません。この点、それぞれの違いのある取組の整合性を図るべく、すり合わせることとなりましょうが、その折には、先進事例で調整し、本町としては、メリットがデメリットをより上回る方向で措置されんことを申し添えるものであります。

以上、討論を終わります。

議長（福西広理君） ほかに討論ございませんか。

4番 堀議員。

4番議員（堀 格君） 4番 堀でございます。議案第3号、令和3年度の一般会計予算から最後の議案第35号まで33本のうち、議案第19号と20号、新しく駅前に開設されます駐車場と自転車の駐輪場、これの料金の設定に関しましては後ほど修正案が提出されますが、修正案のほうに分かりやすいかなということで、この2本につきましては反対の立場であります。その他の議案につきましては賛成の立場から、簡単に賛成討論をしたいと思っております。

先ほど反対討論の中で、コロナの経済対応に関しまして、令和3年度の一般会計についていろいろ意見がありましたけれども、コロナの経済対応は、基本的には日本全体の問題でありますから、国において対応するのが基本であるというふうに考えております。その中で、来年度の一般会計予算におきまして、1人当たり3,000円の地域振興券の発行に踏み切ったという点は、非常にいい案ではないかと思っております。

さらに、先ほど災害対応でいろいろな意見がありましたけれども、これにつきましては、町内で災害対応についていろいろ検討していただいて、具体的な案が出た段階で予算申請していただければいいんじゃないかと思っております。

それから、子育て世帯でいろいろ意見がありました。多分医療費の現物給付の話だと理解しておりますが、この問題は誰しもが希望するところでもありますけれども、基本的には、やはりこれの対応は川西町単体でやる問題でなくて、県が一体となって、県で対応すべきものというふうに考えておりまして、とりあえずは原案でいいんじゃないかと思っております。

それから、健康保険、介護保険等につきまして議論がありましたけれども、これは保険料の負担の在り方、受益と負担という問題であります。これにつきましては、ある観点から考えるんじゃなくて、多角的に検討した、国会において決められた施策の在り方に沿って対応するのが一番順当であるというふうに考えております。したがって、原案に賛成するものであります。

水道事業について反対がありましたけれども、水道事業は、基本的には独立会計でやるべきものというのが国の方針でもあります。やはりその線に沿って、よほどのことがない限り一般会計から繰り出すということのないように頑張りたいということでもあります。

なお、後ほど駅前広場での駐輪場の問題で修正案が出されますが、約1年後に奈良交通がちょっと移動したところで新しく駐輪場を開設し、それが機械化されるという話を聞いております。それによりまして奈良交通がどういう対応をするかというところに若干不透明なものがありますが、とりあえず制定に当たりましては、現在の民営でやっているところに合わせる格好で、修正案のほうがいいんじゃないかという意味で、原案に反対するということでもあります。

以上で賛成討論を終わります。ありがとうございました。

議長（福西広理君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（福西広理君） ほかに討論がないようですので、これをもって討論を終わります。これより採決に入ります。

議案第3号、令和3年度川西町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する総務建設経済委員長、厚生委員長の報告は、いずれも可決するものです。

議案第3号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議長（福西広理君） 賛成多数であります。よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、令和3年度川西町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する厚生委員長の報告は、可決するものです。

議案第4号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議長（福西広理君） 賛成多数であります。よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する厚生委員長の報告は、可決するものです。

議案第5号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議長（福西広理君） 賛成多数であります。よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算についてを採決

します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する厚生委員長の報告は、可決するものです。

議案第6号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議長(福西広理君) 賛成多数であります。よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和3年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について、議案第8号、令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についての2議案を一括して採決します。

この採決は、挙手により行います。

各案に対する厚生委員長、総務建設経済委員長の報告は、いずれも可決するものです。

議案第7号から議案第8号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議長(福西広理君) 賛成全員であります。よって、議案第7号から議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和3年度川西町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する総務建設経済委員長の報告は、可決するものです。

議案第9号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議長(福西広理君) 賛成多数であります。よって、議案第9号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和3年度川西町下水道事業会計予算について、議案第11号、令和2年度川西町一般会計補正予算について、議案第12号、令和2年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第13号、令和2年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第14号、令和2年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、議案第15号、令和2年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について、議案第16号、令和2年度川西町水道事業会計補正予算について、議案第17号、令和2年度川西町下水道事業会計補正予算についての8議案を一括して採決します。

この採決は、挙手により行います。

各案に対する総務建設経済委員長、厚生委員長の報告は、いずれも可決するものです。

議案第10号から議案第17号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議長(福西広理君) 賛成全員であります。よって、議案第10号から議案第17号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、川西町被災者住宅再建支援条例の制定についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する総務建設経済委員長の報告は、可決するものです。

議案第18号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議長(福西広理君) 賛成全員であります。よって、議案第18号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、川西町道路附属物自動車駐車場に関する条例の制定についてに対し、12番 芝 和也議員ほか3名から修正の動議が提出されましたので、これを本案と併せて議題とします。

修正案は、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番 芝 和也議員。

12番議員(芝 和也君) 12番 芝 和也です。福山臣尾議員、中嶋正澄議員、伊藤彰夫議員の4名で動議を提出をいたしました。代表いたしまして提案説明を行います。

議案第19号、川西町道路附属物自動車駐車場に関する条例の制定についてであります。同条例の第4条の駐車場利用者の料金納付に関する事で、駐車場の料金カウントの区分を1種類に統一しようとするものであります。

変更点は、第4条の別表であります。原案では、1時間を超え2時間まで200円という区分がございますが、これを削除し、続く原案「2時間を超えるとき、30分ごとに100円」となっているのを「1時間を超えるとき、30分ごとに100円」というふうに改めようとするものであります。このことで、1時間の無料時間が経過しますと、料金カウントは一律に30分100円でカウントされていきまして、上限は1,000円、24時間を超えると、また新たに30分100円でカウントされ、その日の上限も1,000円ということで、あとは原案と同様であります。

以上、よろしく願いいたします。

議長(福西広理君) 修正案に対する説明が終わりました。

これより、この修正案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(福西広理君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。討論は、ただいまの修正案及び原案を含めましてお願いいたします。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（福西広理君） 討論がないようですので、これをもって討論を終わります。

これより、議案第19号、川西町道路附属物自動車駐車場に関する条例の制定についての採決に入ります。

本案に対する総務建設経済委員長の報告は、修正です。

まず、本案に対する芝和也議員ほか3人から提出された修正案について、挙手により採決いたします。

本修正案に賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議長（福西広理君） 賛成全員であります。よって、修正案は可決されました。

お諮りいたします。

修正案が可決されましたので、原案の採決を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福西広理君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は、修正議決のとおり可決されました。

次に、議案第20号、川西町道路附属物自転車駐車場に関する条例の制定についてに対し、3番 福山臣尾議員ほか1名から修正の動議が提出されましたので、これを本案と併せて議題とします。

修正案は、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

提出者に提案理由の説明を求めます。

3番 福山臣尾議員。

3番議員（福山臣尾君） ただいま、議案第20号、川西町道路附属物自転車駐車場に関する条例の制定についてに対する修正案を、芝議員とともに修正動議を提出させていただきます。代表して私・福山が説明させていただきます。

この駐輪場を設置する目的は、駅前公園を利用する者及び結崎駅を利用する者を対象として設置されると思いますが、公園利用者への措置として、1時間以内は無料、1時間以上利用する者、結崎駅を利用する者、または放置自転車をなくすための目的で料金設定を行ったのではないかと思いますが、本町の駐車場条例と近隣の駐車場の料金設定方法において異なる部分があるため、条例の一部を修正するものであります。

本町の条例は、駐車から1時間以内は無料、これは公園利用者のための措置であるように思います。駐車から24時間までを1回とカウントし、近隣の駐輪場の場合は、始発から終電までを1日1回と計算されます。例えば本町の場合、午前3時に駐車し、翌日の午前3時までに出庫した場合は、24時間までということで1回の料金となり、駐車料金は、自転車の場合150円、ミニバイクの場合300円となります。また、近隣の駐輪場で同じ条件で精算した場合は、日をまたぐということになり、2日分、2回の扱いとなりますので、N駐車場——これは奈良交通ですけれども——の場合は、自転車が300円、ミニバイクが520円、もう1件、森田駐輪場の場合は、自転車は280円、ミニバイクが500円となり、本町運営の駐輪場のほうが安価となり、近隣の業者の料金が高価となります。

このことから、民業圧迫となるのではないかと考えられます。また、公園利用者が日をまたいで駐車することも考えられませんかし、結崎駅を利用する人から駐車料金を徴収するという点からも、今回の条例の料金部分の考え方の一部を次のとおり修正したいと思います。

「24時間ごとに」をなくし、「駐車した日の翌日午前1時を超えたときにあっては、新たに1日分の駐車料金を加算し、以降、24時間が経過するごとに繰り返し適用する」に修正するものであります。午前1時とした訳は、櫃原神宮前行きの最終電車の結崎着が午前0時3分となるため、若干の余裕の時間を設けたため、午前1時としました。

皆様、この案でよろしく願いいたします。

議 長（福西広理君） 修正案に対する説明が終わりました。

これより、この修正案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。討論は、ただいまの修正案及び原案を含めましてお願いいたします。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 討論がないようですので、これを持って討論を終わります。

これより、議案第20号、川西町道路附属物自転車駐車場に関する条例の制定についての採決に入ります。

本案に対する総務建設経済委員長の報告は、否決です。

まず、本案に対する福山臣尾議員ほか1人から提出された修正案について、挙手により採決いたします。

本修正案に賛成の議員は、挙手願います。

（挙手する者あり）

議 長（福西広理君） 賛成多数であります。よって、修正案は可決されました。

お諮りいたします。

修正案が可決されましたので、原案の採決を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（福西広理君） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は、修正議決のとおり可決されました。

次に、議案第21号、固定資産評価審査委員会条例及び職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について、議案第22号、川西町附属機関設置条例の一部改正について、議案第23号、川西町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第24号、川西町特別会計条例の一部改正について、議案第25号、川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第26号、川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正について、議案第27号、川西町国民健康保険条例の一部改正についての7議案を一括して採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

各案に対する総務建設経済委員長、厚生委員長の報告は、いずれも可決するものです。

議案第21号から議案第27号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議長（福西広理君） 賛成全員であります。よって、議案第21号から議案第27号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、川西町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する厚生委員長の報告は、可決するものです。

議案第28号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議長（福西広理君） 賛成多数であります。よって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、川西町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第30号、川西町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第31号、川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第32号、川西町指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての4議案を一括して採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

各案に対する厚生委員長の報告は、いずれも可決するものです。

議案第29号から議案第32号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議長（福西広理君） 賛成全員であります。よって、議案第29号から議案第32号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、川西町体育施設の指定管理者の指定について、議案第34号、川西町道路線の認定について、議案第35号、奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更についての3議案を一括して採決いたします。

この採決は、挙手により行います。

各案に対する総務建設経済委員長の報告は、いずれも可決するものです。

議案第33号から議案第35号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議長(福西広理君) 賛成全員であります。よって、議案第33号から議案第35号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、発議第1号、川西町議会委員会条例の一部改正についてが提出されましたので、日程に追加し、議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福西広理君) 異議なしと認めます。よって、発議第1号を日程に追加し、日程第2として議題とすることに決定いたしました。

日程第2、発議第1号、川西町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

10番 寺澤秀和議員。

10番議員(寺澤秀和君) それでは、川西町議会委員会条例の一部改正についての提案理由を御説明させていただきます。

子どもたちを取り巻く環境は様々な問題を抱えており、それらに対する施策等について、これまで議論等を重ねてまいりました。しかし、複雑化する事案において、本町の現行の委員会構成は、総務建設経済委員会では学校教育部門、厚生委員会では児童福祉部門と分かれていることから、子育て等に関する問題・施策等に対する議論や意見等の集約にそごが生じることがあります。

そこで、円滑な委員会運営を図るに当たり、包括的・総合的な体制を整え、諸問題に取り組むため、各常任委員会と所管変更について協議を行い、総務建設経済委員会委員長及び厚生委員会副委員長の賛同を得たので、本件の上程に至りました。

改正内容は、教育委員会に属する事項を総務建設経済委員会から厚生委員会へ移行すること、厚生委員会の名称を「厚生文教委員会」に改めることとしております。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長(福西広理君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(福西広理君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(福西広理君) 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決いたしま

す。

この採決は、挙手により行います。

発議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の議員は、挙手願います。

(挙手する者あり)

議 長(福西広理君) 賛成全員であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案については全て議了いたしました。お諮りいたします。

総務建設経済委員会、厚生委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会、工業ゾーン創出特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(福西広理君) 異議なしと認め、閉会中においても常任委員会及び特別委員会を開催することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ、議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対し、議長として厚く御礼申し上げる次第でございます。

理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政環境が予想されるため、予算の執行に当たっては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第でございます。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

竹村町長。

町 長(竹村匡正君) 令和3年川西町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本議会に提出いたしました各議案につきまして、慎重に御審議を賜り、全議案につきまして、一部修正もございましたが、議決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。

審議を通じ議員各位から賜りました御意見、御指摘、御要望を真摯に受け止めまして、今後の町政に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げます。

本議会の冒頭でも申し上げましたが、新型コロナウイルスについて、首都圏にて発令されている緊急事態宣言も21日で解除されるとのことですが、年度末を控え、人の往来が増える時期であること、かつ、変異型のウイルスの流行も懸念されることから、本町では引き続き警戒を続けていくことが必要と考えております。

一方で、ワクチン接種も、少人数ではございますが、来月より始まることから、住民の皆様への円滑な接種に向け、議員各位の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（福西広理君） これをもちまして、令和3年川西町議会第1回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午後3時10分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年3月19日

川西町議会
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

| 議案番号 | 件名 | 議決月日 | 審議結果 |
|----------|--|----------|------|
| 議案第 3 号 | 令和 3 年度川西町一般会計予算について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 4 号 | 令和 3 年度川西町国民健康保険特別会計予算について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 5 号 | 令和 3 年度川西町後期高齢者医療保険特別会計予算について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 6 号 | 令和 3 年度川西町介護保険事業勘定特別会計予算について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 7 号 | 令和 3 年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計予算について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 8 号 | 令和 3 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 9 号 | 令和 3 年度川西町水道事業会計予算について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 10 号 | 令和 3 年度川西町下水道事業会計予算について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 11 号 | 令和 2 年度川西町一般会計補正予算について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 12 号 | 令和 2 年度川西町国民健康保険特別会計補正予算について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 13 号 | 令和 2 年度川西町後期高齢者医療保険特別会計補正予算について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 14 号 | 令和 2 年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 15 号 | 令和 2 年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 16 号 | 令和 2 年度川西町水道事業会計補正予算について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 17 号 | 令和 2 年度川西町下水道事業会計補正予算について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 18 号 | 川西町被災者住宅再建支援条例の制定について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 19 号 | 川西町道路附属物自動車駐車場に関する条例の制定について | 3 月 19 日 | 修正可決 |
| 議案第 20 号 | 川西町道路附属物自転車駐車場に関する条例の制定について | 3 月 19 日 | 修正可決 |
| 議案第 21 号 | 固定資産評価審査委員会条例及び職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について | 3 月 19 日 | 原案可決 |

| 議案番号 | 件名 | 議決月日 | 審議結果 |
|----------|--|----------|------|
| 議案第 22 号 | 川西町附属機関設置条例の一部改正について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 23 号 | 川西町国民健康保険税条例の一部改正について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 24 号 | 川西町特別会計条例の一部改正について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 25 号 | 川西町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 26 号 | 川西町放課後児童健全育成施設設置条例の一部改正について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 27 号 | 川西町国民健康保険条例の一部改正について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 28 号 | 川西町介護保険条例の一部改正について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 29 号 | 川西町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 30 号 | 川西町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 31 号 | 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 32 号 | 川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 33 号 | 川西町体育施設の指定管理者の指定について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 34 号 | 川西町道路線の認定について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 議案第 35 号 | 奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について | 3 月 19 日 | 原案可決 |
| 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 3 月 8 日 | 原案推薦 |
| 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 3 月 8 日 | 原案推薦 |
| 発議第 1 号 | 川西町議会委員会条例の一部改正について | 3 月 19 日 | 原案可決 |

